

《 第1回の資料5「関連参考資料」より抜粋 》

平成23年国民年金被保険者実態調査 結果の概要

平成24年12月

厚生労働省年金局

平成 23 年国民年金被保険者実態調査の概要

1. 調査の目的

国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

本調査は、第 1 号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第 1 号被保険者の、平成 22 年の所得、平成 23 年度の課税の状況などについて、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される。

3. 調査の対象

(1) 対象範囲

平成 23 年 3 月末現在で 20～59 歳であった、全国の第 1 号被保険者及びその属する世帯。ただし、以下の者を除く。

- ア 任意加入被保険者
- イ 外国人
- ウ 法定免除者
- エ 転出による住所不明者

なお、調査対象となる第 1 号被保険者は 1,737 万 1 千人である。

ただし、東日本大震災を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県については、「郵送調査」及び「所得等調査」を実施しておらず、「郵送調査」及び「所得等調査」の調査対象となる第 1 号被保険者は、1,659 万 2 千人である。

(2) 調査客体数

「所得等調査」については、岩手県、宮城県及び福島県を除く 1,707 市区町村から 123,128 人分（「所得等調査調査票」）。さらに、そのうち、12,316 人分については「所得等調査特別調査票」での調査も実施。

「郵送調査」については、「所得等調査」の調査客体のうち、61,564 人。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

なお、各層の区分については、以下のとおり。

ア 都市規模（3 区分）

- ① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）
- ② 中都市（①以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市）
- ③ 小都市・町村（①、②以外の市町村）

イ 保険料納付状況（6区分）

- ① 完納者（平成 21 年度及び 22 年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（平成 21 年度及び 22 年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1 号期間滞納者（平成 21 年度及び 22 年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（平成 22 年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（平成 22 年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 若年者納付猶予者（平成 22 年度末に保険料の若年者納付猶予を受けている者）

ウ 年齢階級（8区分）

- ① 20～24 歳 ② 25～29 歳 ③ 30～34 歳
- ④ 35～39 歳 ⑤ 40～44 歳 ⑥ 45～49 歳
- ⑦ 50～54 歳 ⑧ 55～59 歳

4. 調査の方法

「郵送調査」については、平成 23 年 11 月～平成 24 年 2 月に、調査客体である第 1 号被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

「所得等調査」については、平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月に、1,707 市区町村に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

5. 回収率

(1) 「郵送調査」

	回 収 率	有効回答数 / 調査客体数
完 納 者	69.4 %	3,028 / 4,361
一部納付者	48.3 %	8,236 / 17,061
1 号期間滞納者	22.8 %	6,378 / 27,949
申請全額免除者	48.9 %	2,824 / 5,773
学生納付特例者	57.6 %	1,108 / 1,924
若年者納付猶予者	45.4 %	2,040 / 4,496
合 計	38.4 %	23,614 / 61,564

(2) 「所得等調査」

98.2%（調査対象 1,707 市区町村、1,677 市区町村回答）

6. 集計方法

都市規模別、保険料納付状況別、年齢階級別、都道府県別に、「母集団数／有効回答数」を集計乗率として設定している。ただし、「所得等調査」の調査結果を用いた集計においては、回答のなかった10市（東京都八王子市、東京都多摩市、神奈川県藤沢市、静岡県静岡市、京都府木津川市、兵庫県伊丹市、岡山県岡山市、広島県広島市、福岡県行橋市及び長崎県松浦市）については、「母集団数」から、これらの回答がなかった市に住所を有する者を除き、集計乗率を設定している。

また、本調査の集計にあたっては、

- ①調査対象者情報の集計
- ②「郵送調査」の集計客体の集計
- ③「所得等調査調査票」の集計客体の集計
- ④「所得等調査特別調査票」の集計客体の集計
- ⑤「郵送調査」と「所得等調査調査票」の集計客体を突合し、突合が可能であった客体の集計

の、5とおりの集計を行っている。

①～⑤のそれぞれにおいて集計乗率の設定を行っているため、同じ項目について集計を行っている場合であっても、集計する調査票情報等が異なることにより、集計結果が異なる場合がある。

なお、具体的な集計値の算出方法は次例のとおりである。

また、本調査の集計値には、標本抽出に起因する標本誤差がある。

＜集計例＞ 前納制度を知っている割合に係る集計値について、回答者 i の集計乗率を W_i とし、その回答 X_i を、前納制度を知っている場合は1、知らない場合は0とすると、大都市の前納制度を知っている人の割合（推計値）は、 $\sum_{i: \text{大都市の人}} W_i X_i / \sum_{i: \text{大都市の人}} W_i$ となる。

7. 利用上の注意

第1章（4ページから8ページ）に掲載している図表の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を含む全国について集計したものであるが、東日本大震災を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県については、「郵送調査」及び「所得等調査」を実施しておらず、これらの調査票情報を集計した、第2章以降（9ページから44ページ）の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。また、第2章以降において掲載している、平成20年調査（前回調査）及び平成17年調査（前々回調査）の数値は、平成23年調査の数値との比較のために、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものとしているため、それぞれ、平成20年調査及び平成17年調査の調査結果公表資料とは異なる数値となっている。

なお、第1章に掲載している図表の数値について、岩手県、宮城県及び福島県を除いた44都道府県の数値は、参考資料（45ページから46ページ）に掲載している。

平成 23 年国民年金被保険者実態調査結果の概要

第 1 章 保険料納付状況の概要

1. 保険料納付状況

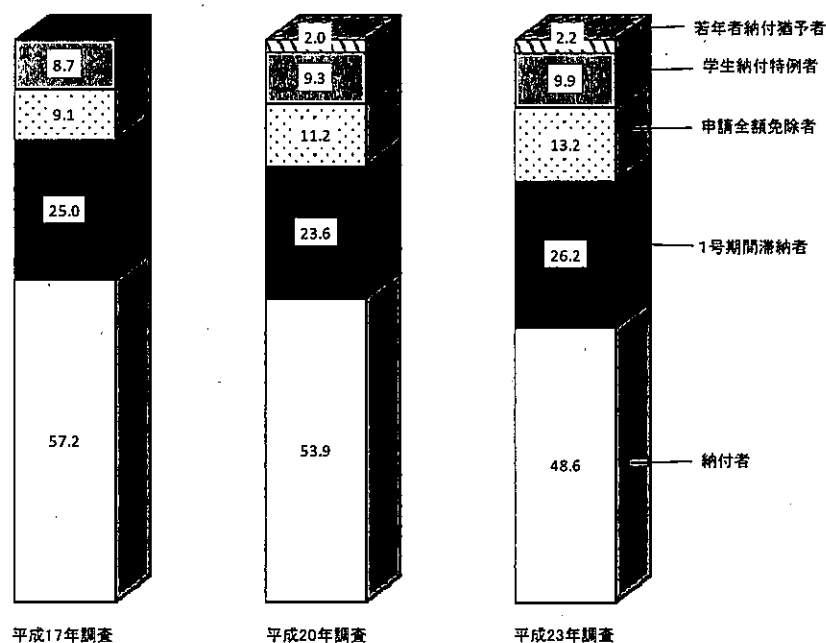
調査対象とした国民年金第 1 号被保険者 1,737 万 1 千人の保険料納付状況をみると、納付者が 843 万 5 千人（総数の 48.6%）（うち完納者が 667 万 9 千人（同 38.4%）、一部納付者が 175 万 6 千人（同 10.1%））、1 号期間滞納者が 455 万 1 千人（同 26.2%）、申請全額免除者が 229 万人（同 13.2%）、学生納付特例者が 171 万 4 千人（同 9.9%）、若年者納付猶予者が 38 万 1 千人（同 2.2%）となっている（表 1）。

表 1 男女別保険料納付状況

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1 号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	17,371	8,435	6,679	1,756	4,551	2,290	1,714	381
男子	8,896	4,102	3,206	896	2,670	955	976	193
女子	8,475	4,333	3,473	860	1,882	1,335	738	187
総数	100.0	48.6	38.4	10.1	26.2	13.2	9.9	2.2
男子	100.0	46.1	36.0	10.1	30.0	10.7	11.0	2.2
女子	100.0	51.1	41.0	10.1	22.2	15.8	8.7	2.2

保険料納付状況を平成 20 年調査（前回調査）と比較すると、納付者の割合は 5.3 ポイントの減少となる一方、1 号期間滞納者の割合は 2.6 ポイントの増加、申請全額免除者の割合は 2.0 ポイントの増加となっている（図 1）。

図 1 保険料納付状況の推移（単位：%）



2. 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況

届出適用者・職権適用者別に保険料納付状況をみると、届出適用者（1,324万6千人）では、納付者の割合が55.5%、1号期間滞納者の割合が21.5%となっているのに対し、職権適用者（412万5千人）では、納付者の割合が26.4%、1号期間滞納者の割合が41.1%となっており、職権適用者の方が1号期間滞納者の割合が高くなっている（表2）。

表2 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	17,371	8,435	6,679	1,756	4,551	2,290	1,714	381
届出適用者	13,246	7,347	5,933	1,414	2,855	1,853	1,023	168
職権適用者	4,125	1,088	746	342	1,697	437	691	213
総数	100.0	48.6	38.4	10.1	26.2	13.2	9.9	2.2
届出適用者	100.0	55.5	44.8	10.7	21.5	14.0	7.7	1.3
職権適用者	100.0	26.4	18.1	8.3	41.1	10.6	16.7	5.2

3. 年齢階級別保険料納付状況

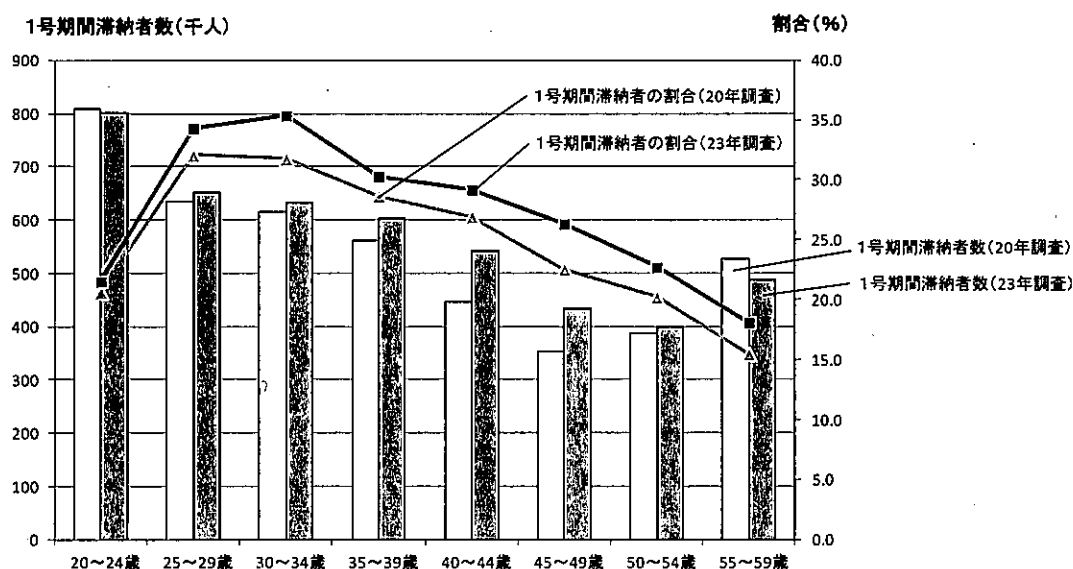
年齢階級別に保険料納付状況をみると、納付者の割合は年齢階級が上がるにつれて高くなっている。一方、1号期間滞納者の割合は30～34歳で35.4%と最も高く、これ以上の年齢階級では、年齢階級が上がるにつれ低くなっている（表3）。

表3 年齢階級別保険料納付状況

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
(単位：千人)								
総数	17,371	8,435	6,679	1,756	4,551	2,290	1,714	381
20～24歳	3,730	941	728	213	802	165	1,617	204
25～29歳	1,902	781	556	226	652	216	76	176
30～34歳	1,790	887	657	230	633	257	13	0
35～39歳	1,992	1,059	820	239	603	325	5	0
40～44歳	1,854	989	779	210	541	322	2	0
45～49歳	1,648	929	745	184	434	285	1	0
50～54歳	1,753	1,067	874	193	398	288	0	0
55～59歳	2,702	1,782	1,521	261	489	431	0	0
(単位：%)								
総数	100.0	48.6	38.4	10.1	26.2	13.2	9.9	2.2
20～24歳	100.0	25.2	19.5	5.7	21.5	4.4	43.3	5.5
25～29歳	100.0	41.1	29.2	11.9	34.3	11.3	4.0	9.3
30～34歳	100.0	49.6	36.7	12.9	35.4	14.4	0.7	0.0
35～39歳	100.0	53.1	41.1	12.0	30.3	16.3	0.2	0.0
40～44歳	100.0	53.4	42.0	11.4	29.2	17.4	0.1	0.0
45～49歳	100.0	56.3	45.2	11.2	26.3	17.3	0.0	0.0
50～54歳	100.0	60.8	49.8	11.0	22.7	16.5	0.0	0.0
55～59歳	100.0	66.0	56.3	9.7	18.1	16.0	0.0	0.0

年齢階級別に1号期間滞納者の割合を平成20年調査と比較すると、すべての年齢階級において、1号期間滞納者の割合が増加している（図2）。

図2 年齢階級別1号期間滞納者の状況の変化



4. 都市規模別保険料納付状況

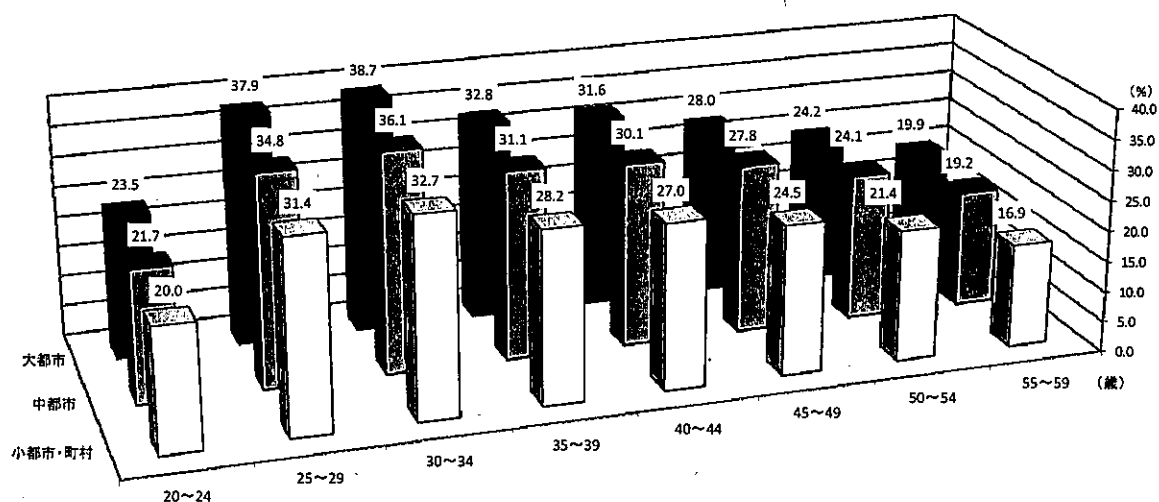
都市規模別に保険料納付状況をみると、都市規模が大きくなるほど納付者の割合が低く、1号期間滞納者の割合が高くなっている（表4）。

表4 都市規模別保険料納付状況

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	17,371	8,435	6,679	1,756	4,551	2,290	1,714	381
大都市	4,996	2,319	1,797	522	1,449	609	518	102
中都市	4,129	1,931	1,525	406	1,118	540	443	97
小都市・町村	8,246	4,185	3,357	828	1,985	1,142	752	182
総数	100.0	48.6	38.4	10.1	26.2	13.2	9.9	2.2
大都市	100.0	46.4	36.0	10.4	29.0	12.2	10.4	2.0
中都市	100.0	46.8	36.9	9.8	27.1	13.1	10.7	2.4
小都市・町村	100.0	50.8	40.7	10.0	24.1	13.8	9.1	2.2

年齢階級、都市規模別に1号期間滞納者の割合をみると、大都市の30～34歳において38.7%と最も高くなっている。また、全ての年齢階級において、都市規模が大きくなるほど1号期間滞納者の割合が高くなっている（図3）。

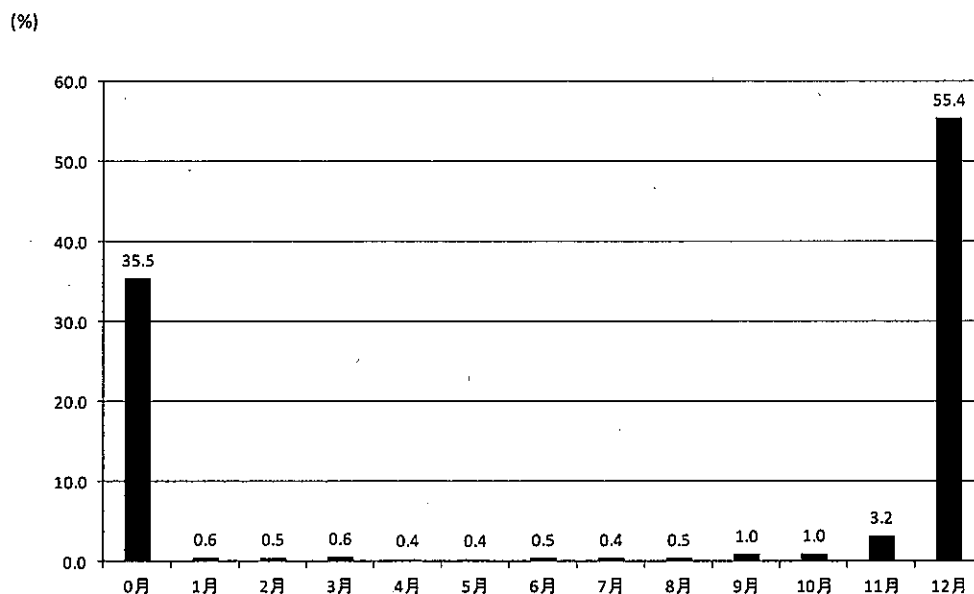
図3 年齢階級、都市規模別1号期間滞納者の割合



5. 納付月数の状況

平成 22 年度中の保険料の納付対象月数が 12 月の者について納付月数をみると、12 月納付（全月納付）の者は 55.4%となっている一方、12 月末納（納付月数 0 月）の者は 35.5%となっており二極分化している（図 4）。

図 4 納付月数別被保険者割合



注 平成 22 年度保険料の納付対象月数が 12 月の者を対象として集計している。

第2章 就業状況

1. 男女・保険料納付状況別就業状況

第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が14.4%、家族従業者が7.8%、常用雇用が7.7%、臨時・パートが28.3%、無職が38.9%となっている。無職が最も多く、次いで臨時・パートとなっているが、これは一部納付者を除くすべての保険料納付状況についても同様である。

男女別にみると、男子では無職に次いで自営業主の占める割合が高くなっているが、女子では無職に次いで臨時・パートの占める割合が高くなっている（表5）。

表5 男女・保険料納付状況別就業状況

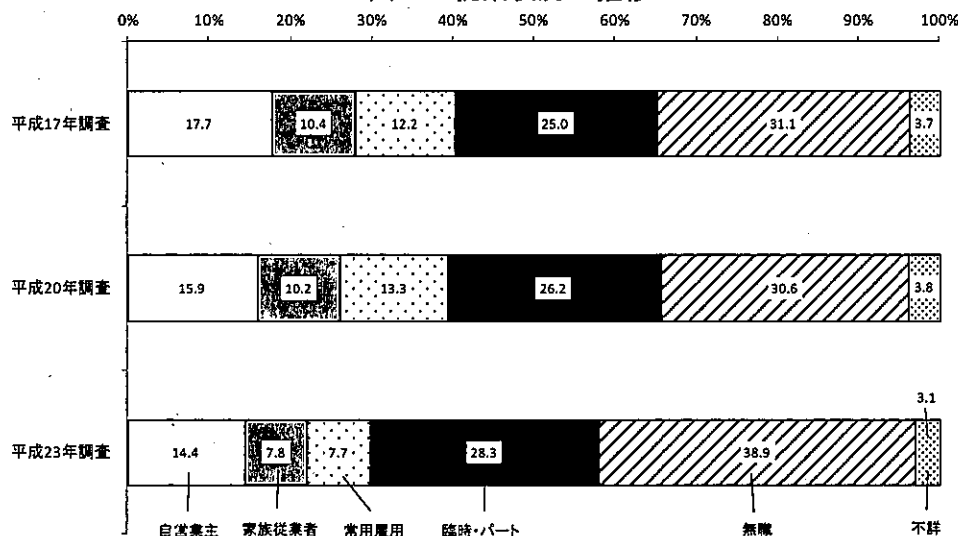
(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	14.4	7.8	7.7	28.3	38.9	3.1
男子	100.0	23.7	5.3	10.9	21.9	34.8	3.4
女子	100.0	6.3	9.9	4.9	33.8	42.4	2.8
納付者	100.0	20.3	12.4	8.9	24.5	30.8	3.2
完納者	100.0	21.2	13.7	8.2	22.9	30.9	3.2
一部納付者	100.0	17.0	7.4	11.7	30.5	30.3	3.1
1号期間滞納者	100.0	12.5	4.9	10.3	31.1	37.9	3.2
申請全額免除者	100.0	7.9	3.1	3.1	29.6	52.8	3.4
学生納付特例者	100.0	0.5	0.0	1.2	35.9	60.4	2.0
若年者納付猶予者	100.0	1.5	1.0	2.7	37.9	55.2	1.8

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第1号被保険者の就業状況の推移をみると、自営業主や家族従業者の占める割合が減少し、臨時・パートの占める割合が増加している。ただし、平成20年以前の調査については、調査票記入時点の就業状況が回答されていたと考えられるのに対し、平成23年調査においては、調査年の3月末末の就業状況が回答されるよう調査票を変更した影響で、無職が増えていると考えられるため、推移を見る場合には注意が必要である（図5）。

図5 就業状況の推移



注1 平成17年調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失をした者が含まれていないが、平成20年以降の調査では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるよう明記したため、推移をみる場合には注意が必要である。

注2 全調査年で、岩手県、宮城県及び福島県を除く。 - 9 -

2. 年齢階級別就業状況

年齢階級別に就業状況をみると、50～54歳を除くすべての年齢階級において、無職に次いで臨時・パートの占める割合が高くなっている（表6）。

表6 年齢階級別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	14.4	7.8	7.7	28.3	38.9	3.1
20～24歳	100.0	1.1	0.6	4.3	37.6	53.2	3.2
25～29歳	100.0	5.6	4.6	12.8	34.0	40.3	2.6
30～34歳	100.0	10.6	9.8	10.1	27.0	39.9	2.6
35～39歳	100.0	17.4	10.9	9.4	24.9	34.8	2.7
40～44歳	100.0	19.3	12.7	11.0	23.2	31.3	2.4
45～49歳	100.0	24.6	8.6	7.7	26.4	29.1	3.6
50～54歳	100.0	26.2	11.0	6.5	24.1	29.4	2.8
55～59歳	100.0	21.6	10.1	4.2	22.3	37.8	4.0

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

3. 都市規模別就業状況

都市規模別に就業状況をみると、大都市では常用雇用と臨時・パート、小都市・町村では自営業主と家族従業者の占める割合が、他の都市規模に比べ高くなっている（表7）。

表7 都市規模別就業状況

(単位：%)

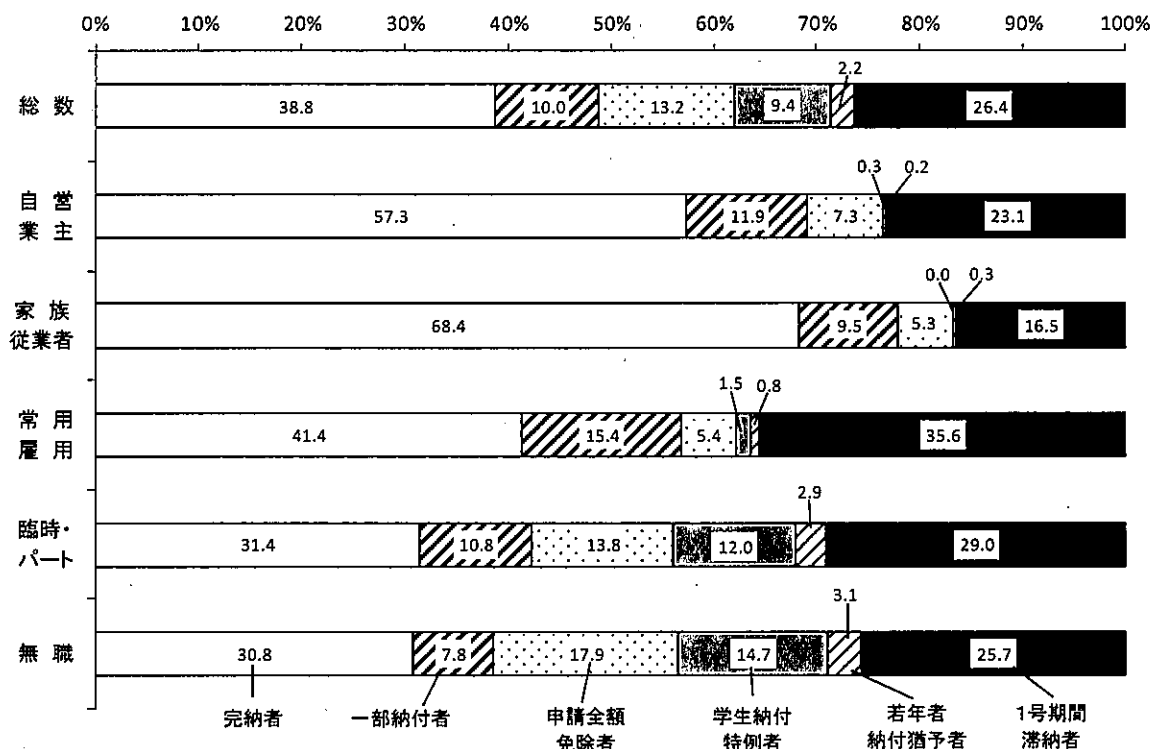
	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	100.0	14.4	7.8	7.7	28.3	38.9	3.1
大都市	100.0	14.3	5.4	8.5	30.7	38.3	2.8
中都市	100.0	13.1	6.8	6.9	28.6	41.3	3.3
小都市・町村	100.0	15.0	9.7	7.6	26.6	38.1	3.1

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

4. 就業状況別保険料納付状況

就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用や臨時・パートは1号期間滞納者の割合が高くなっている（図6）。

図6 就業状況別保険料納付状況



注1 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注3 「郵送調査」の集計客体を集計した数値のため、「総数」の保険料納付状況は、調査対象者について集計した第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

第3章 学生の状況

1. 学生の割合

第1号被保険者のうち学生の割合をみると、15.2%となっている（表8）。

表8 学生の割合

（単位：％）

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予者
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学生	15.2	7.3	8.0	4.3	7.1	1.0	100.0	8.3
学生でない	82.0	90.3	89.8	92.2	89.1	94.5	0.0	88.9
不詳	2.8	2.5	2.2	3.5	3.8	4.5	0.0	2.7

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 学生の保険料納付状況

学生について、保険料納付状況をみると、学生納付特例者は62.1%、納付者は23.4%、1号期間滞納者は12.3%となっている（表9）。

表9 学生の保険料納付状況

（単位：％）

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予者
総数	100.0	48.8	38.8	10.0	26.4	13.2	9.4	2.2
学生	100.0	23.4	20.5	2.9	12.3	0.9	62.1	1.2
学生でない	100.0	53.8	42.5	11.3	28.7	15.2	0.0	2.4

注1 「総数」には、学生か学生でないか不詳の者を含む。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注3 「郵送調査」の集計客体を集計した数値のため、「総数」の保険料納付状況は、調査対象者について集計した第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

3. 学生納付特例制度を利用していなかった理由

学生納付特例制度を利用していなかった学生について、保険料納付状況別に学生納付特例制度を利用していなかった理由をみると、1号期間滞納者で「制度を知らなかった」、「手続きが面倒」と回答した割合が高くなっている（表10）。

表10 学生納付特例制度を利用していなかった理由

（単位：％）

	総数	制度を 知らなかった	所得が 多かった	手続きが 面倒	国民年金を あてにしてい ない	保険料を 払っている	その他 ・特になし	不詳
学生納付特例制度を利用 していなかった学生総数	100.0	20.6	2.2	9.8	0.7	41.6	23.8	1.4
納付者	100.0	15.2	2.1	4.9	0.4	53.7	22.9	0.9
完納者	100.0	14.7	1.9	3.6	0.3	56.7	22.1	0.8
一部納付者	100.0	19.6	3.5	14.5	1.0	31.0	28.8	1.6
1号期間滞納者	100.0	36.5	1.8	25.7	1.6	6.4	25.6	2.4

注1 学生のうち、学生納付特例制度を利用していなかった者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第4章 世帯の状況、所得・支出の状況

1. 世帯の人数及び第1号被保険者数

第1号被保険者の属する世帯の平均世帯人員数は3.2人となっている。

また、保険料納付状況別に単身世帯（世帯人員1人の世帯）の占める割合をみると、1号期間滞納者で25.9%、申請全額免除者で22.9%と高くなっている（表11）。

表11 保険料納付状況別世帯人員

	総 数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不詳	平 均
								(単位：%)	(単位：人)
総数	100.0	17.4	16.7	23.7	23.9	10.9	6.6	0.6	3.2
納付者	100.0	12.2	17.6	25.8	24.8	11.2	8.0	0.4	3.3
完納者	100.0	11.2	17.7	25.9	25.1	11.4	8.3	0.3	3.4
一部納付者	100.0	16.2	17.2	25.3	23.7	10.6	6.5	0.5	3.2
1号期間滞納者	100.0	25.9	16.5	21.9	20.4	9.2	5.1	1.0	2.9
申請全額免除者	100.0	22.9	24.3	23.7	16.8	7.3	4.4	0.6	2.8
学生納付特例者	100.0	16.0	4.3	17.4	36.9	17.3	7.2	0.9	3.6
若年者納付猶予者	100.0	4.4	8.7	27.1	35.6	16.5	7.1	0.6	3.8

注1 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

なお、第1号被保険者の属する世帯の第1号被保険者数は、平均で1.6人となっている（表12）。

表12 世帯における第1号被保険者数

	総 数	1人	2人	3人	4人以上	不詳	平 均
						(単位：%)	(単位：人)
総数	100.0	53.6	32.6	8.6	2.8	2.5	1.6
納付者	100.0	50.7	34.7	9.5	3.0	2.1	1.6
完納者	100.0	50.4	34.7	9.9	3.1	2.0	1.7
一部納付者	100.0	52.1	34.8	7.8	2.5	2.8	1.6
1号期間滞納者	100.0	55.9	31.3	7.4	2.4	2.9	1.6
申請全額免除者	100.0	55.8	33.7	6.6	1.8	2.1	1.5
学生納付特例者	100.0	59.9	23.7	9.4	3.7	3.2	1.6
若年者納付猶予者	100.0	51.4	30.1	11.8	4.3	2.4	1.7

注1 平均は世帯における第1号被保険者数不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 都市規模別世帯の人数

都市規模別に世帯人員をみると、大都市は、単身世帯の割合が 25.4%と他の都市規模に比べ高く、平均世帯人員数は少なくなっている（表 13）。

表 13 都市規模別世帯人員

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以上	不 詳	平 均
							(単位：%)		(単位：人)
総数	100.0	17.4	16.7	23.7	23.9	10.9	6.6	0.6	3.2
大都市	100.0	25.4	17.5	22.8	22.7	7.8	3.1	0.7	2.8
中都市	100.0	17.5	17.0	24.6	25.1	10.1	5.2	0.5	3.1
小都市・町村	100.0	12.8	16.2	23.8	24.1	13.0	9.4	0.7	3.4

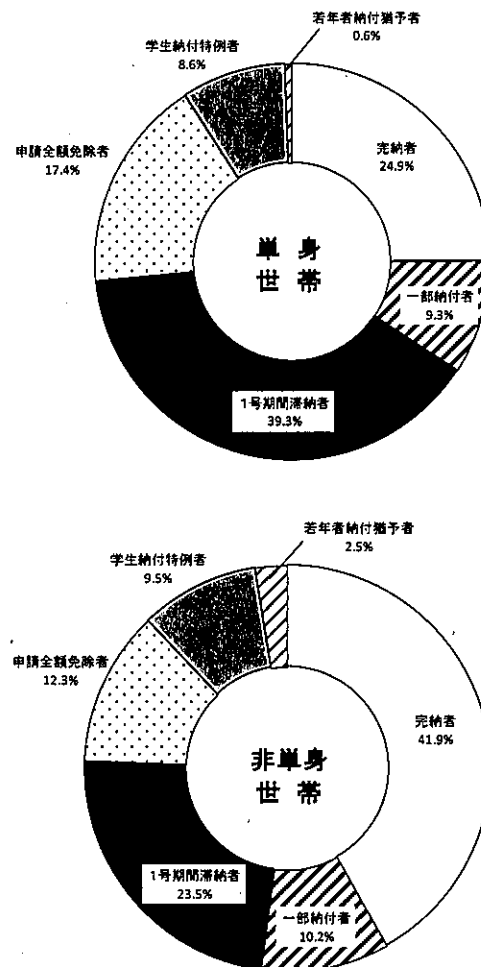
注1 平均は世帯人員数不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

3. 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況

単身世帯と非単身世帯（世帯人員が2人以上の世帯）別に保険料納付状況をみると、単身世帯の1号期間滞納者の割合は、非単身世帯に比べ高く、その分完納者の割合が低くなっている（図7）。

図7 単身世帯・非単身世帯別保険料納付状況



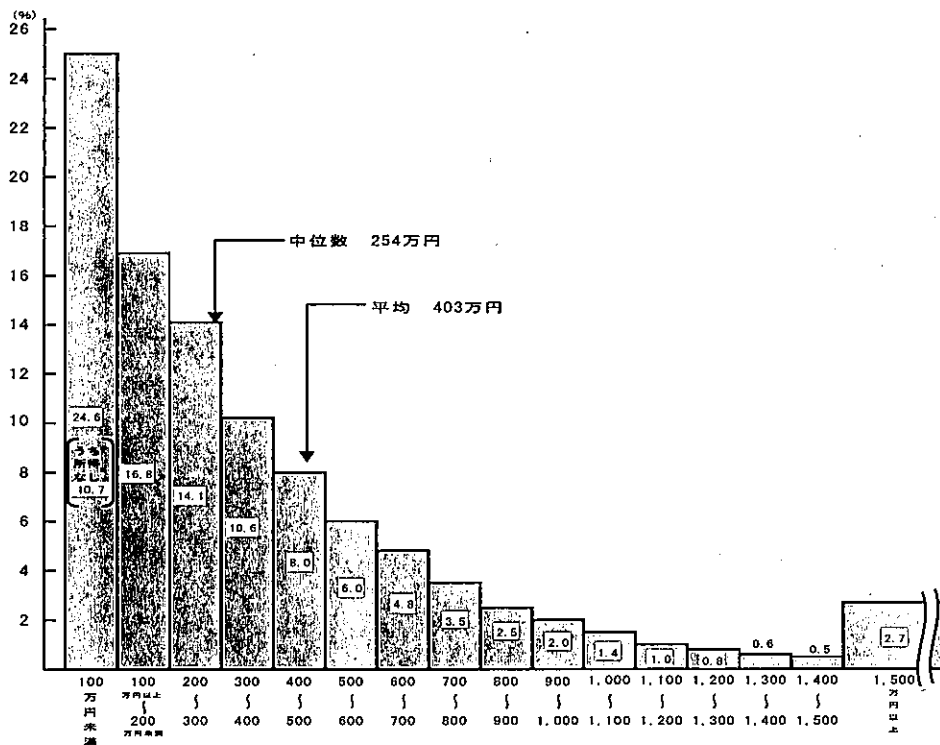
注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

4. 世帯の総所得金額の分布

第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、平均が403万円、中位数が254万円となっている。

また、世帯の総所得金額が100万円未満の者の割合が24.6%、うち所得なしの者の割合が10.7%となっている（図8）。

図8 第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布（総数）



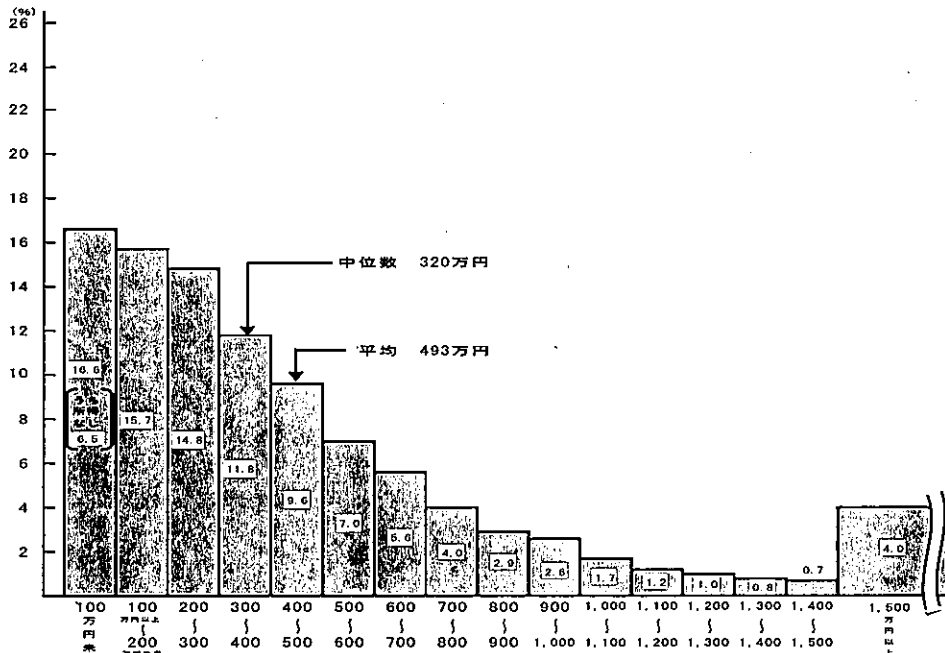
注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

5. 保険料納付状況別世帯の総所得金額の分布

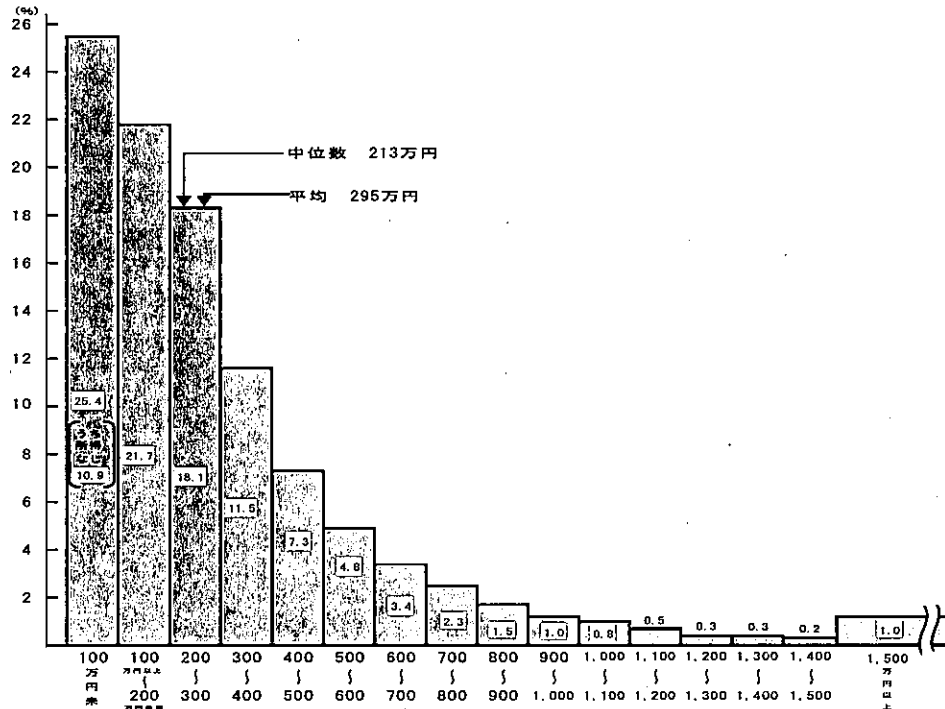
保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が493万円、中位数が320万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が295万円、中位数が213万円となっており、1号期間滞納者は、低所得者の割合が納付者に比べ高くなっている一方、世帯の総所得金額が1,000万円以上の者も3.0%いる(図9、10)。

図9 第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布(納付者)



- 注1 納付者を対象として集計している。
 注2 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。
 注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

図10 第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布(1号期間滞納者)



- 注1 1号期間滞納者を対象として集計している。
 注2 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。
 注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均をみると、学生納付特例者が605万9千円と最も高く、次いで完納者が521万9千円、若年者納付猶予者が498万8千円、一部納付者が377万3千円、1号期間滞納者が295万4千円、申請全額免除者が107万6千円となっている（表14）。

表14 世帯の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満 うち所得なし	24.6	16.6	16.4	17.5	25.4	62.7	15.5	8.6
100～200	10.7	6.5	6.6	6.2	10.9	28.9	8.7	3.3
200～300	16.8	15.7	14.9	18.9	21.7	20.3	6.4	11.0
300～400	14.1	14.8	14.2	17.2	18.1	8.3	8.0	14.3
400～500	10.6	11.8	11.5	13.0	11.5	4.1	9.7	14.5
500～600	8.0	9.6	9.6	9.3	7.3	2.1	9.0	11.6
600～700	6.0	7.0	7.1	6.6	4.8	1.2	9.9	9.8
700～800	4.8	5.6	5.9	4.8	3.4	0.5	9.3	8.6
800～900	3.5	4.0	4.1	3.5	2.3	0.4	7.8	6.8
900～1,000	2.5	2.9	3.1	2.4	1.5	0.1	5.9	4.5
1,000～1,100	2.0	2.6	2.9	1.6	1.0	0.0	4.2	2.8
1,100～1,200	1.4	1.7	1.8	1.2	0.8	0.0	3.4	1.7
1,200～1,300	1.0	1.2	1.3	0.9	0.5	0.1	2.5	1.6
1,300～1,400	0.8	1.0	1.1	0.6	0.3	0.0	2.1	0.9
1,400～1,500	0.6	0.8	0.9	0.5	0.3	0.0	1.3	0.7
1,500万円以上	0.5	0.7	0.8	0.3	0.2	0.0	0.8	0.5
	2.7	4.0	4.6	1.6	1.0	0.1	4.2	2.0
平均値	403.3	492.6	521.9	377.3	295.4	107.6	605.9	498.8
中位数	254.0	320.0	333.0	277.0	213.0	54.0	521.0	412.0

注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

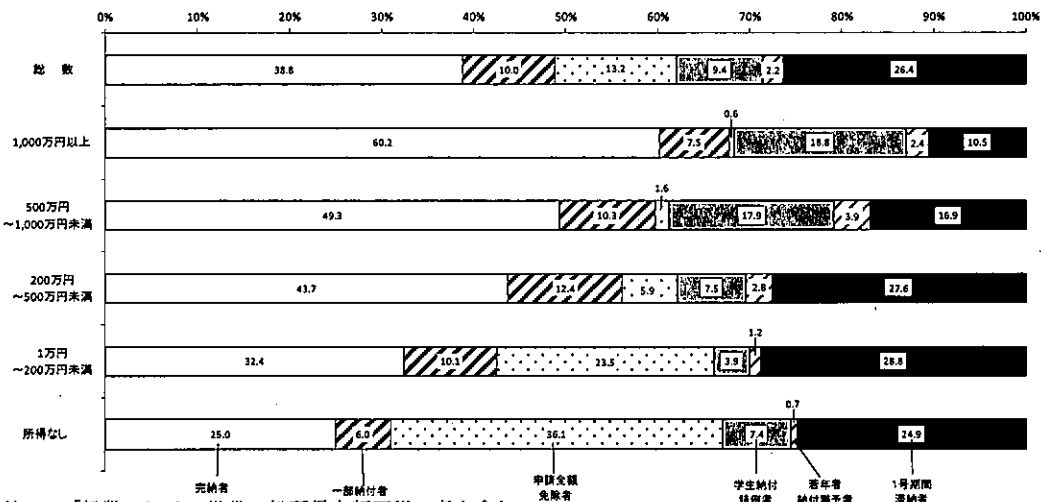
注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

6. 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況

世帯の総所得金額階級別に第1号被保険者本人の保険料納付状況をみると、所得が低いほど1号期間滞納者の占める割合が高くなる傾向があるが、所得が1,000万円以上であっても、1号期間滞納者が10.5%いる。

一方、所得が低くなるにつれ申請全額免除者の割合は高くなっているが、所得なしであっても保険料を完納している者が25.0%いる（図11）。

図11 世帯の総所得金額階級別保険料納付状況



注1 「総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

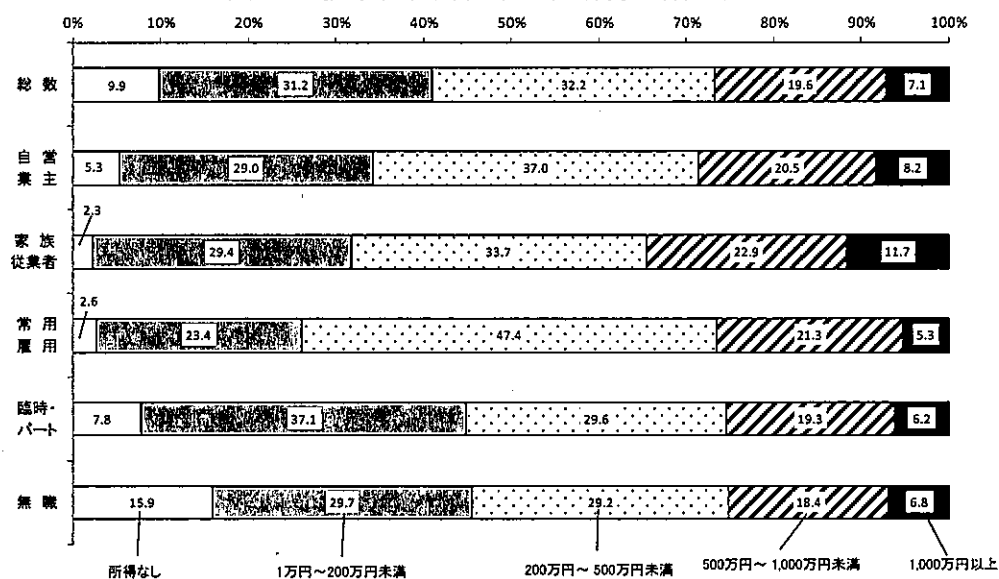
注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注3 「所得等調査調査票」の集計客体を集計した数値のため、「総数」の保険料納付状況は、調査対象者について集計した第1章の「総数」の保険料納付状況とは一致しない。

7. 就業状況別世帯の総所得の状況

本人の就業状況別に世帯の総所得金額の状況をみると、臨時・パートや無職において低所得者の割合が高くなっている（図12）。

図12 就業状況別世帯の総所得金額の状況



注1 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

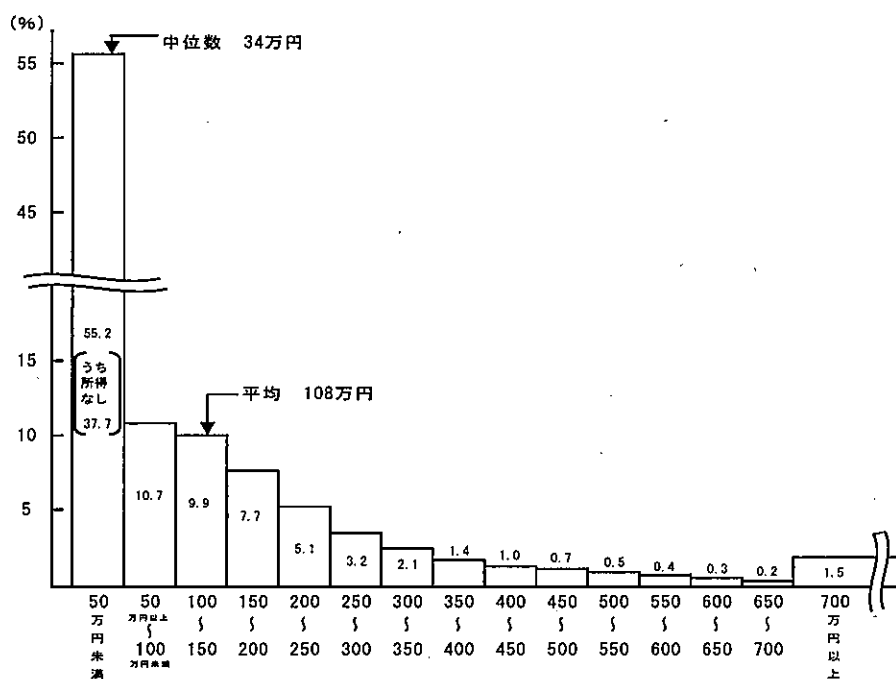
注4 「郵送調査」と「所得等調査調査票」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「総数」の世帯の総所得金額の状況は、「所得等調査調査票」の集計客体を集計した図8及び表14の「総数」の世帯の総所得金額の状況とは一致しない。

8. 本人の総所得金額の分布

第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、平均が108万円、中位数が34万円となっている。

また、所得が50万円未満の者が半数以上を占め、うち所得なしの者の割合は37.7%に達している（図13）。

図13 本人の総所得金額の分布（総数）



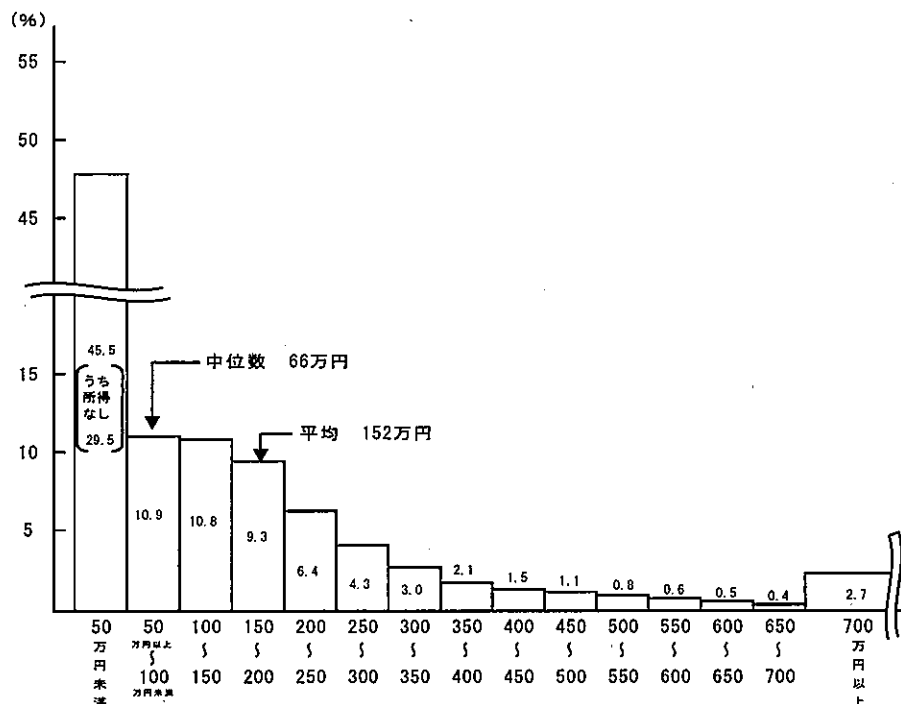
注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

9. 保険料納付状況別本人の総所得金額の分布

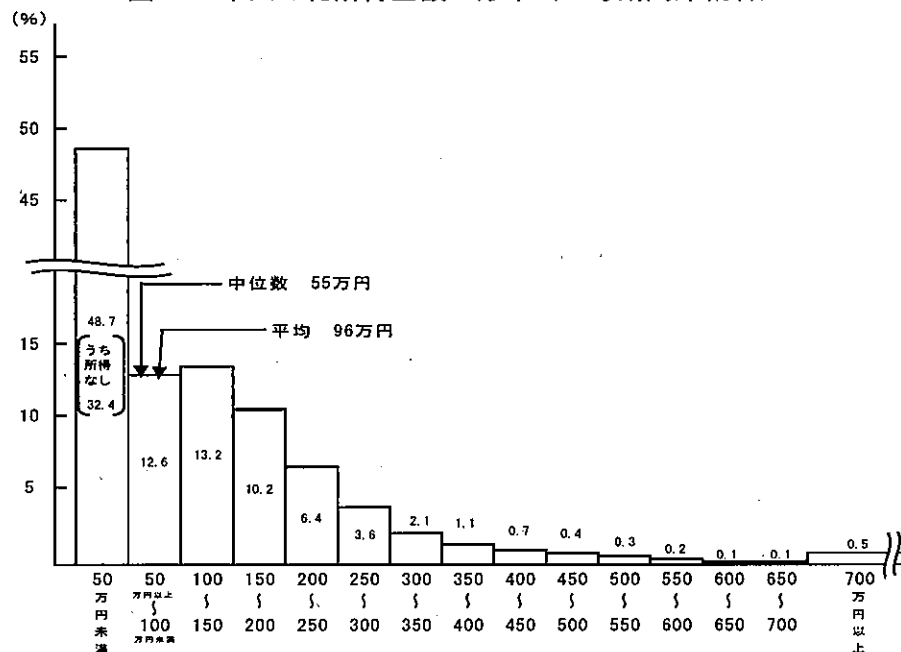
保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均が152万円、中位数が66万円となっているのに対し、1号期間滞納者は平均が96万円、中位数が55万円となっており、1号期間滞納者における低所得者の割合は、納付者における低所得者の割合に比べ高くなっている（図14、15）。

図14 本人の総所得金額の分布（納付者）



注1 納付者を対象として集計している。
 注2 本人の総所得金額が不詳の者を除く。
 注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

図15 本人の総所得金額の分布（1号期間滞納者）



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。
 注2 本人の総所得金額が不詳の者を除く。
 注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、完納者が160万円と最も高く、次いで一部納付者が118万2千円、1号期間滞納者が96万4千円、申請全額免除者が39万6千円、若年者納付猶予者が26万円、学生納付特例者が8万8千円となっている（表15）。

表15 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総数	納付者	完納者	一部 納付者	1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予者
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	55.2	45.5	46.1	43.1	48.7	74.6	96.1	82.0
うち所得なし	37.7	29.5	30.3	26.2	32.4	50.5	78.0	59.9
50～100	10.7	10.9	10.3	13.5	12.6	11.5	2.5	9.9
100～150	9.9	10.8	9.9	14.4	13.2	7.4	0.6	5.2
150～200	7.7	9.3	9.0	10.3	10.2	3.3	0.0	1.6
200～250	5.1	6.4	6.4	6.7	6.4	1.6	0.0	0.6
250～300	3.2	4.3	4.4	4.0	3.6	0.6	0.4	0.3
300～350	2.1	3.0	3.1	2.7	2.1	0.3	0.1	0.1
350～400	1.4	2.1	2.2	1.5	1.1	0.2	0.1	0.1
400～450	1.0	1.5	1.7	1.0	0.7	0.2	0.0	0.0
450～500	0.7	1.1	1.2	0.7	0.4	0.1	0.0	0.1
500～550	0.5	0.8	0.9	0.4	0.3	0.1	0.0	0.0
550～600	0.4	0.6	0.7	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0
600～650	0.3	0.5	0.5	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
650～700	0.2	0.4	0.4	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0
700万円以上	1.5	2.7	3.1	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0
平均値	108.4	151.5	160.0	118.2	96.4	39.6	8.8	26.0
中位数	34.0	66.0	65.0	73.0	55.0	0.0	0.0	0.0

注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

10. 男女別保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

男女別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、男子が150万1千円、女子が64万9千円となっている。

保険料納付状況別にみると、若年者納付猶予者ではあまり差はないが、それ以外では、女子の総所得金額の平均は男子の総所得金額の平均の半分程度か、それ以下の金額となっている（表16）。

表16 男女別保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

（単位：万円）

	総数	納付者	完納者	一部納付者	1号期間滞納者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者
総数	108.4	151.5	160.0	118.2	96.4	39.6	8.8	26.0
男子	150.1	214.6	228.5	162.1	126.0	55.1	10.8	27.7
女子	64.9	89.2	93.4	72.0	56.0	28.5	6.2	24.4

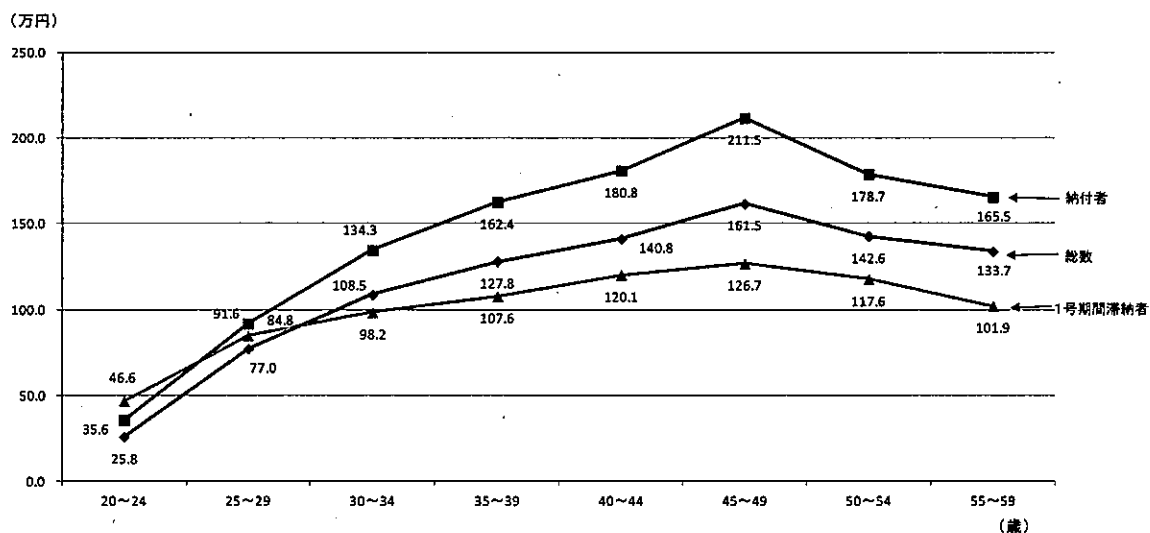
注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

11. 年齢階級別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均

年齢階級別、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の平均をみると、ほとんどの年齢階級で1号期間滞納者より納付者の方が高いが、20歳代前半においては、納付者よりも1号期間滞納者の方が高い（図16）。

図16 年齢階級別、保険料納付状況別本人の総所得金額の平均



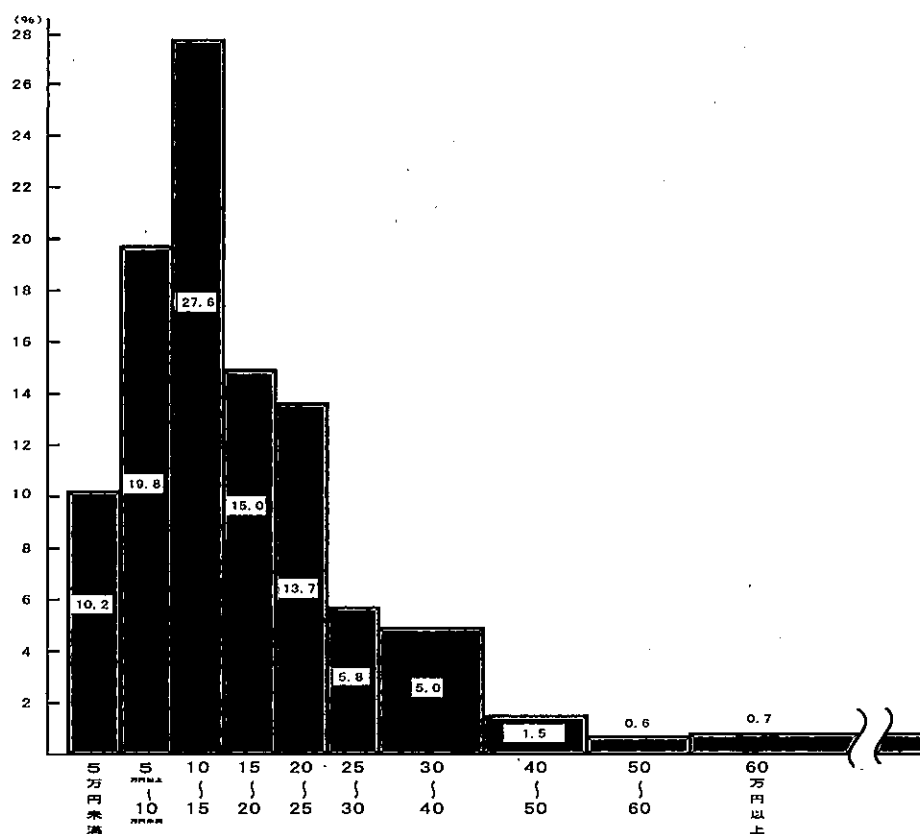
注1 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

12. 世帯の消費支出月額の分布

第1号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、消費支出月額10万円以上15万円未満を山とする分布となっている（図17）。

図17 世帯の消費支出月額の分布（総数）



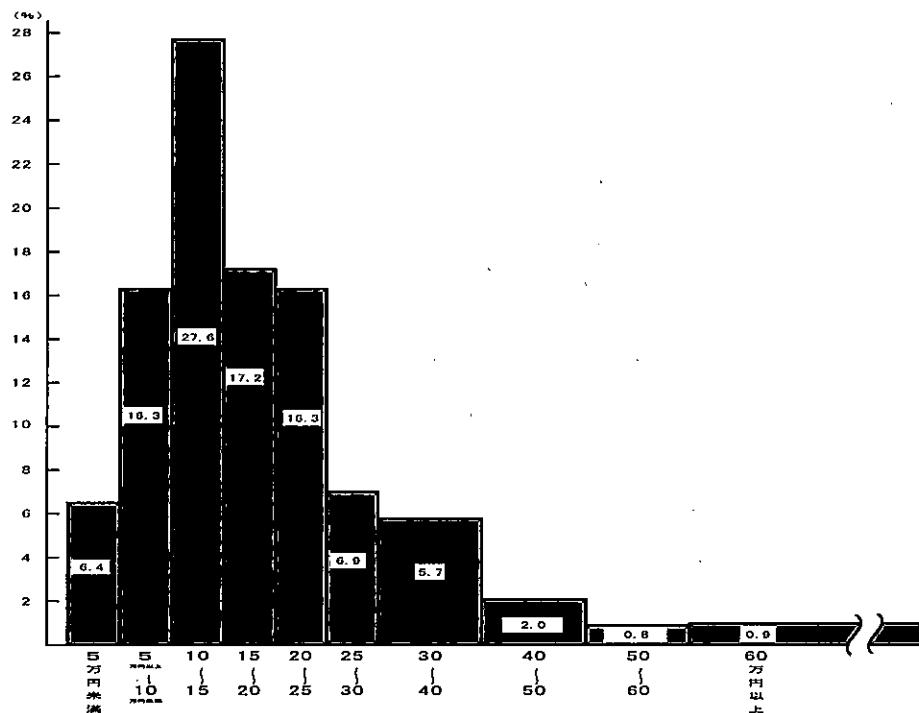
注1 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

13. 保険料納付状況別世帯の消費支出月額の分布

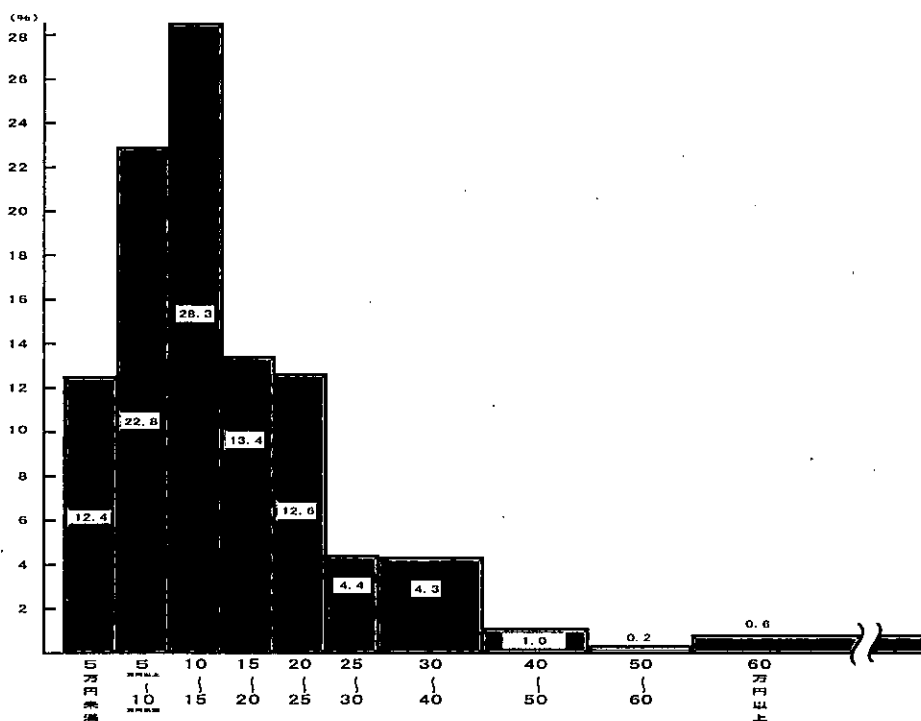
保険料納付状況別に、第1号被保険者の属する世帯の消費支出月額の分布をみると、1号期間滞納者の方が納付者に比べ消費支出が低い傾向がある（図18、19）。

図18 世帯の消費支出月額の分布（納付者）



- 注1 納付者を対象として集計している。
 注2 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。
 注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

図19 世帯の消費支出月額の分布（1号期間滞納者）



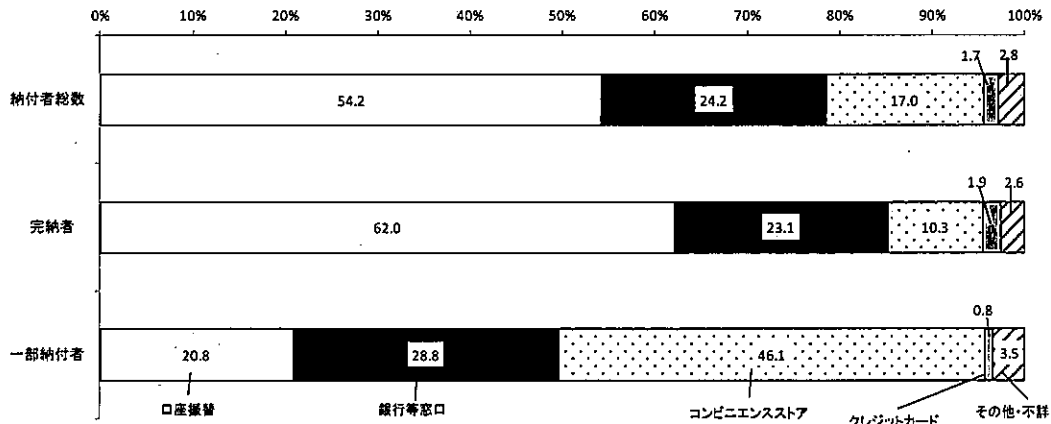
- 注1 1号期間滞納者を対象として集計している。
 注2 世帯の消費支出月額が不詳の者を除く。
 注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第5章 保険料の納付方法

1. 保険料納付状況別保険料の納付方法

平成22年度における国民年金保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も多く利用され、54.2%となっている。保険料納付状況別にみると、完納者は口座振替が62.0%と最も多いが、一部納付者は20.8%と少なく、一部納付者については、コンビニエンスストアの利用が46.1%と最も多くなっている（図20）。

図20 保険料納付状況別保険料の納付方法

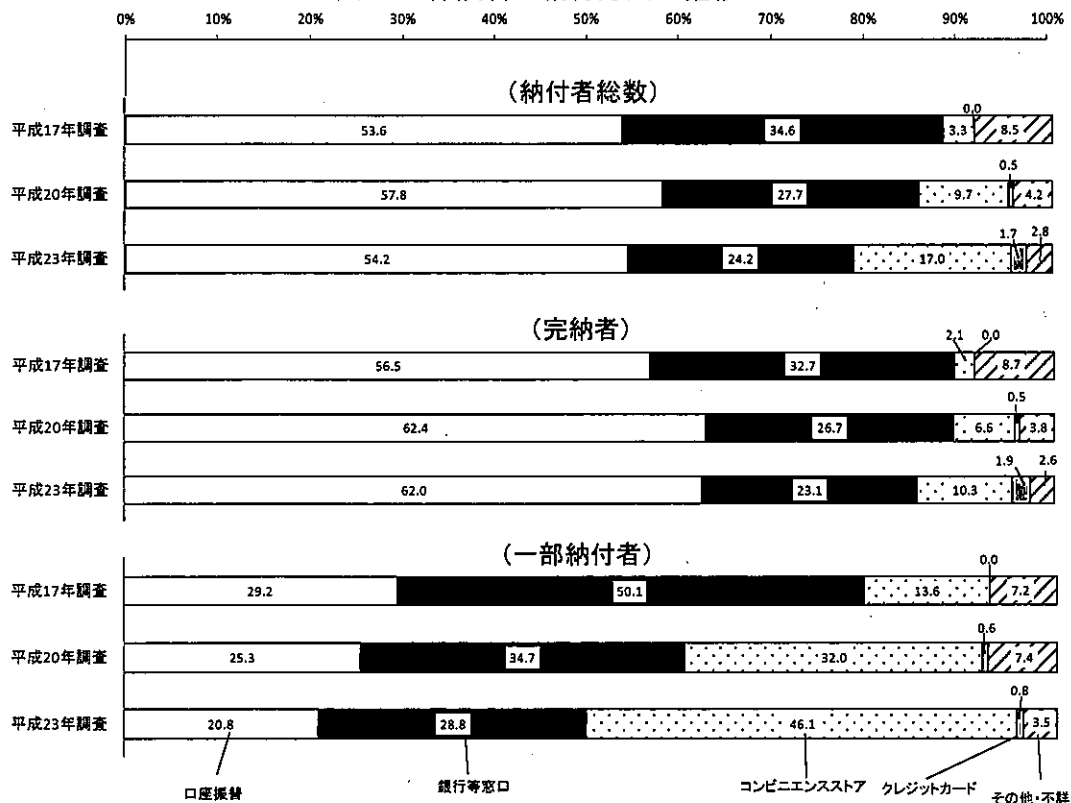


注1 納付者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

国民年金保険料の納付方法の推移をみると、完納者、一部納付者ともに、銀行等窓口の占める割合が減少し、コンビニエンスストアの占める割合が増加している（図21）。

図21 保険料の納付方法の推移



注1 納付者を対象として集計している。

注2 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 年齢階級別保険料の納付方法

納付者について、年齢階級別に納付方法をみると、高年齢層では口座振替を利用している割合が高く、若年齢層では高年齢層に比べコンビニエンスストアを利用している割合が高い傾向にある（表 17）。

表 17 年齢階級別保険料の納付方法

（単位：％）

	総 数	口 座 振 替	銀行等の 窓 口	コンビニエ ンスストア	クレジット カード	その他	不 詳
納付者総数	100.0	54.2	24.2	17.0	1.7	1.8	1.0
20～24歳	100.0	41.6	32.1	21.5	1.1	2.9	0.9
25～29歳	100.0	38.0	26.8	30.0	1.5	2.9	0.9
30～34歳	100.0	47.5	23.4	24.0	2.9	1.5	0.8
35～39歳	100.0	52.6	21.6	19.3	2.1	2.9	1.5
40～44歳	100.0	58.5	23.8	13.2	1.6	1.9	1.1
45～49歳	100.0	56.1	22.9	15.3	2.4	2.0	1.3
50～54歳	100.0	65.4	19.2	11.4	1.7	1.1	1.2
55～59歳	100.0	62.3	24.8	10.6	1.0	0.6	0.6

注 1 納付者を対象として集計している。

注 2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

3. 都市規模別保険料の納付方法

納付者について、都市規模別に納付方法をみると、小都市・町村で口座振替を利用している割合が 59.0%と高くなっており、大都市ではコンビニエンスストアを利用している割合が 22.0%と高くなっている（表 18）。

表 18 都市規模別保険料の納付方法

（単位：％）

	総 数	口 座 振 替	銀行等の 窓 口	コンビニエ ンスストア	クレジット カード	その他	不 詳
納付者総数	100.0	54.2	24.2	17.0	1.7	1.8	1.0
大都市	100.0	47.5	24.3	22.0	2.9	2.1	1.2
中都市	100.0	52.3	26.1	17.2	1.5	1.6	1.2
小都市・町村	100.0	59.0	23.3	14.1	1.1	1.7	0.7

注 1 納付者を対象として集計している。

注 2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

4. 保険料納付状況別口座振替の利用経験

国民年金の保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の利用経験についてみると、総数では34.7%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の約6割が利用したことがあり、そのうち、完納者では利用経験がある割合は66.6%であるが、一部納付者では利用経験がある割合は30.1%となっている（表19）。

表 19 保険料納付状況別口座振替の利用経験

(単位：%)

	総 数	利用した ことがある	利用した ことがない	不 詳
総数	100.0	34.7	62.6	2.7
納付者	100.0	59.1	37.5	3.4
完納者	100.0	66.6	30.5	2.9
一部納付者	100.0	30.1	64.5	5.4
1号期間滞納者	100.0	11.6	85.9	2.5
申請全額免除者	100.0	14.9	83.4	1.8
学生納付特例者	100.0	6.8	92.3	1.0
若年者納付猶予者	100.0	8.9	89.7	1.4

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

5. 年齢階級別口座振替の利用経験

年齢階級別に口座振替の利用経験についてみると、年齢階級が上がるにつれ、利用したことがある者の割合が高くなっている（表20）。

表 20 年齢階級別口座振替の利用経験

(単位：%)

	総 数	利用した ことがある	利用した ことがない	不 詳
総数	100.0	34.7	62.6	2.7
20～24歳	100.0	16.7	81.3	2.0
25～29歳	100.0	23.9	72.1	4.0
30～34歳	100.0	31.9	64.7	3.4
35～39歳	100.0	37.3	60.4	2.3
40～44歳	100.0	40.5	56.7	2.9
45～49歳	100.0	41.3	55.3	3.4
50～54歳	100.0	47.8	50.0	2.2
55～59歳	100.0	50.7	47.2	2.1

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

6. 保険料納付状況別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別に口座振替を利用したことがない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が、完納者で53.8%、一部納付者で36.5%とその割合が最も高くなっている。次いで、完納者、一部納付者ともに、「自分の都合で納めたいから」の割合が高くなっている（表21）。

表21 口座振替を利用したことがない理由

(単位：%)

	総 数	現在の方法で満足だから	自分の都合で納めたいから	手続きが面倒だと思うから	口座振替の仕組みを知らなかったから	その他	不 詳
口座振替を利用したことがない納付者総数	100.0	47.7	26.0	8.8	4.9	7.7	5.0
完納者	100.0	53.8	20.8	8.4	4.2	7.5	5.3
一部納付者	100.0	36.5	35.4	9.5	6.4	7.9	4.4

注1 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

7. 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、年齢階級別に口座振替を利用したことがない理由をみると、若年齢層で「手続きが面倒だと思うから」の割合が、高年齢層に比べて高い傾向がある（表22）。

表22 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

(単位：%)

	総 数	現在の方法で満足だから	自分の都合で納めたいから	手続きが面倒だと思うから	口座振替の仕組みを知らなかったから	その他	不 詳
口座振替を利用したことがない納付者総数	100.0	47.7	26.0	8.8	4.9	7.7	5.0
20～24歳	100.0	50.8	17.3	8.3	8.9	9.3	5.4
25～29歳	100.0	44.1	23.4	14.7	5.8	7.0	4.9
30～34歳	100.0	45.9	26.6	12.5	4.4	5.9	4.6
35～39歳	100.0	46.9	25.3	9.9	6.6	7.5	3.7
40～44歳	100.0	40.8	33.1	8.3	2.8	7.8	7.3
45～49歳	100.0	45.2	27.9	9.7	4.7	9.2	3.2
50～54歳	100.0	50.9	28.7	5.5	2.9	8.0	4.0
55～59歳	100.0	53.6	28.4	2.8	2.5	6.8	5.9

注1 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

8. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストア、インターネット等（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング（電話の音声案内））、クレジットカードによっても納付できるが、これらの方法の利用経験をみると、総数では21.2%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の28.5%が利用したことがあり、そのうち、完納者の利用経験がある割合は21.1%であるが、一部納付者の利用経験がある割合は57.2%と高くなっている（表23）。

表23 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

（単位：％）

	総 数	利用した ことがある	利用した ことがない	不 詳
総数	100.0	21.2	75.3	3.5
納付者	100.0	28.5	68.8	2.6
完納者	100.0	21.1	76.0	2.9
一部納付者	100.0	57.2	41.1	1.7
1号期間滞納者	100.0	17.9	78.3	3.8
申請全額免除者	100.0	13.8	81.8	4.4
学生納付特例者	100.0	4.6	89.5	5.9
若年者納付猶予者	100.0	12.5	82.2	5.3

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

9. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由

コンビニエンスストア、インターネット等、クレジットカードを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別にコンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が69.2%とその割合が最も高くなっている（表24）。

表24 保険料納付状況別コンビニエンスストアなど
を用いた納付を利用したことがない理由

（単位：％）

	総 数	現在の方法で満 足だから	コンビニエンス ストアなどを用 いた納付の仕組 みを知らなかつ たから	コンビニエンス ストアなどを普 段あまり利用し ないから	手続きが面倒だ と思うから	その他	不 詳
コンビニなどを用いた納 付を利用したことがない 納付者総数	100.0	69.2	14.9	3.8	1.9	3.7	6.4
完納者	100.0	72.1	13.2	3.6	1.6	3.0	6.5
一部納付者	100.0	48.5	27.1	5.3	4.2	8.5	6.3

注1 コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第6章 国民年金保険料を納付しない理由

1. 年齢階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。また、50歳代を除くすべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」に次いで「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合が高くなっている（表25）。

表25 年齢階級別保険料を納付しない理由（主要回答）

（単位：％）

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	年金制度の将来が不安・信用できない	うっかり忘れていた、後でまともな払おうと思った	厚生労働省・日本年金機構が信用できない	これから保険料を納めようとしても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに、年金を受ける要件を満たしていたから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	74.1	10.1	4.0	3.2	2.2	1.2	5.2
20～24歳	100.0	68.6	11.9	9.1	4.0	0.3	0.0	6.1
25～29歳	100.0	74.0	11.2	3.6	2.5	1.4	0.4	6.9
30～34歳	100.0	77.4	11.0	3.8	3.1	0.2	0.2	4.5
35～39歳	100.0	75.1	12.3	3.2	3.3	1.3	0.0	4.8
40～44歳	100.0	73.5	12.6	3.2	3.0	2.6	0.2	4.9
45～49歳	100.0	77.4	9.2	2.8	2.3	3.6	0.6	4.2
50～54歳	100.0	76.1	5.9	1.7	3.3	6.8	2.4	3.7
55～59歳	100.0	72.2	4.2	3.3	3.9	4.1	7.1	5.2

注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者について、年齢階級別に「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由をみると、すべての年齢階級において、「元々収入が少ない、または不安定だったから」の割合が最も高いが、おおむね年齢階級が上がるにつれ少しずつ低くなり、替わって「失業、事故などにより所得が低下したから」の割合が高くなる（表26）。

表26 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

（単位：％）

	総数	元々収入が少ない、または不安定だったから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多かったから	その他
「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ1号期間滞納者総数	100.0	55.1	22.1	17.5	5.3
20～24歳	100.0	68.4	8.9	9.6	13.1
25～29歳	100.0	61.1	17.7	16.4	4.8
30～34歳	100.0	59.4	21.7	14.5	4.5
35～39歳	100.0	56.0	21.4	17.7	4.9
40～44歳	100.0	49.8	25.4	21.9	2.9
45～49歳	100.0	51.6	26.6	19.8	1.9
50～54歳	100.0	44.4	28.7	23.2	3.7
55～59歳	100.0	41.7	32.2	20.8	5.3

注1 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由不詳の者を除く。

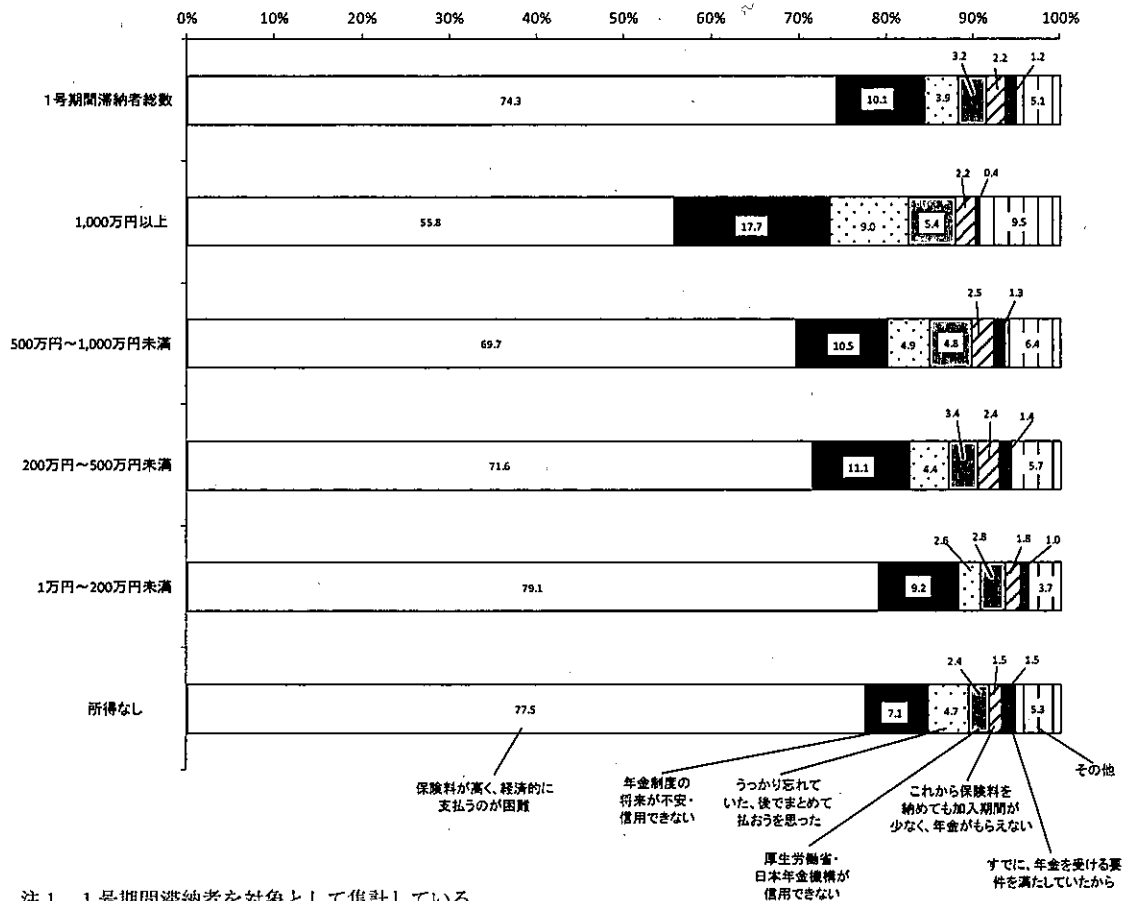
注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

3. 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、世帯の総所得金額が1,000万円以上であっても55.8%が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している。

また、おおむね所得が上がるにつれ「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合が高くなっている（図22）。

図22 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由（主要回答）



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注5 「郵送調査」と「所得等調査調査票」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合は、「郵送調査」の集計客体を集計した表25の「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合とは一致しない。

4. 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納めていないことについての意識をみると、どの年齢階級においても、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」の割合が最も高くなっている（表27）。

表27 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

(単位: %)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	年金制度や厚生労働省・日本年金機構は雇用できないので納める考えはない	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	国民年金はあてにしていなくて納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.5	9.9	8.1	7.6	10.8
20～24歳	100.0	55.3	11.3	11.5	9.4	12.3
25～29歳	100.0	64.8	9.9	9.1	8.9	7.3
30～34歳	100.0	65.2	10.6	8.1	8.5	7.7
35～39歳	100.0	64.7	10.8	6.6	8.1	9.7
40～44歳	100.0	61.9	9.8	9.5	7.7	11.0
45～49歳	100.0	65.3	9.5	5.3	7.2	12.6
50～54歳	100.0	68.4	8.9	5.2	4.6	12.9
55～59歳	100.0	65.5	7.1	7.4	4.5	15.5

注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

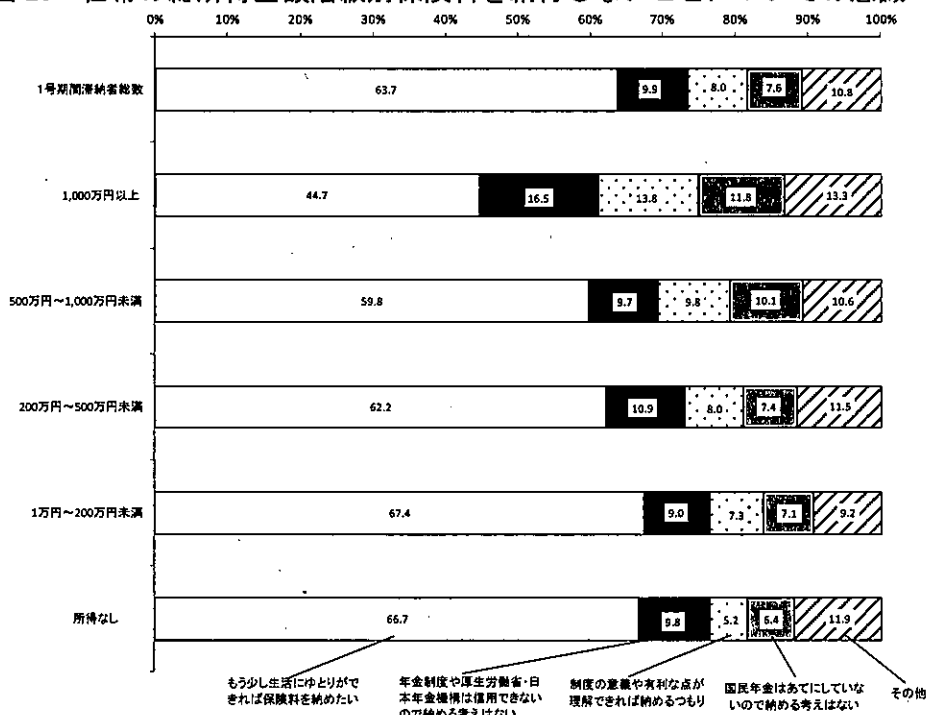
注2 保険料を納めていないことについての意識不詳の者を除く。

注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

5. 世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円未満では大半を占めているが、所得が1,000万円以上でも44.7%となっている。また、所得が上がるにつれ「制度の意義や有利な点が理解できれば納付するつもり」と考えている者の割合が高くなっている（図23）。

図23 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しないことについての意識不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

注5 「郵送調査」と「所得等調査調査票」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しないことについての意識の割合は、「郵送調査」の集計客体を集計した表27の「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しないことについての意識の割合とは一致しない。

第7章 追納についての意識

1. 保険料納付状況別追納についての意識

国民年金保険料を免除（法定免除、申請全額免除、学生納付特例又は若年者納付猶予）された期間がある第1号被保険者について、追納についての意識をみると、「全部追納したい又は全部追納する予定である」の割合が16.6%、「一部だけでも追納したい又は一部だけでも追納する予定がある」の割合が21.0%となっている一方、「追納するつもりはない」の割合が27.5%となっている。

保険料納付状況別にみると、学生納付特例者では、「全部追納したい又は全部追納する予定である」の割合が33.9%と高くなっている（表28）。

表28 保険料納付状況別追納についての意識

(単位: %)

	総数	全部追納したい又は全部追納する予定である	一部だけでも追納したい又は一部だけでも追納する予定である	一部追納したが、さらに残りも追納したい	一部追納したが、残りは追納するつもりはない	追納するつもりはない	すでに全部追納した	その他・特になし	不詳
国民年金保険料を免除された期間がある者総数	100.0	16.6	21.0	2.5	1.5	27.5	3.4	25.1	2.3
納付者	100.0	13.5	17.6	4.1	2.4	28.1	11.5	20.8	1.9
完納者	100.0	12.9	13.7	3.0	2.5	30.4	14.3	21.2	1.9
一部納付者	100.0	14.6	24.8	6.0	2.3	23.8	6.5	20.3	1.7
1号期間滞納者	100.0	13.2	25.3	2.7	1.7	25.3	1.1	28.1	2.7
申請全額免除者	100.0	10.1	22.8	2.2	1.2	29.0	0.7	31.3	2.6
学生納付特例者	100.0	33.9	14.2	1.0	0.5	29.1	1.2	17.9	2.1
若年者納付猶予者	100.0	19.9	28.0	1.7	1.2	23.6	1.0	22.3	2.2

注1 国民年金保険料を免除された期間がある者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 年齢階級別追納についての意識

国民年金保険料を免除された期間がある第1号被保険者について、年齢階級別に追納についての意識をみると、若年齢層では、「全部追納したい又は全部追納する予定である」の割合が、高年齢層に比べて高い傾向があり、特に学生納付特例者の多い20歳代前半においては、28.6%と高くなっている（表29）。

表29 年齢階級別追納についての意識

(単位: %)

	総数	全部追納したい又は全部追納する予定である	一部だけでも追納したい又は一部だけでも追納する予定である	一部追納したが、さらに残りも追納したい	一部追納したが、残りは追納するつもりはない	追納するつもりはない	すでに全部追納した	その他・特になし	不詳
国民年金保険料を免除された期間がある者総数	100.0	16.6	21.0	2.5	1.5	27.5	3.4	25.1	2.3
20～24歳	100.0	28.6	16.9	1.1	0.6	27.2	2.4	20.6	2.6
25～29歳	100.0	15.8	20.3	2.7	1.7	27.0	7.9	23.2	1.4
30～34歳	100.0	11.5	26.7	4.1	1.9	26.1	4.6	22.9	2.1
35～39歳	100.0	12.1	23.0	3.2	1.8	23.1	4.0	31.0	1.9
40～44歳	100.0	11.1	20.3	4.3	2.1	26.8	2.2	31.1	2.1
45～49歳	100.0	12.8	25.4	2.7	0.9	26.1	1.6	27.8	2.7
50～54歳	100.0	10.7	22.7	2.9	2.1	29.3	2.5	27.7	2.1
55～59歳	100.0	5.9	21.8	2.3	2.4	34.8	1.9	27.3	3.6

注1 国民年金保険料を免除された期間がある者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第8章 国民健康保険（市町村）の保険料（税）の賦課状況及び納付状況

1. 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）賦課状況

第1号被保険者のうち国民健康保険（市町村）（以下「国保」という。）の保険料（税）を賦課されている者は、70.3%となっている。

国保の保険料（税）を賦課されている者について、国保保険料（税）の軽減状況を見ると、「軽減なし」が63.5%、「軽減あり」が36.5%となっている。また、国民年金の保険料納付状況別に「軽減あり」の割合をみると、納付者は25.9%、1号期間滞納者は30.7%、学生納付特例者は37.4%、若年者納付猶予者は24.1%となっており、甚だしい差はないが、申請全額免除者は82.1%と高くなっており、申請全額免除者は国保保険料（税）についても軽減措置を受けている割合が高くなっている（表30）。

表30 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）賦課状況

（単位：％）

	総 数	賦課され ている	賦課され ていない	(再掲) 賦 課	軽 減 な し	軽 減 あ り
総数	100.0	70.3	29.7	100.0	63.5	36.5
納付者	100.0	75.1	24.9	100.0	74.1	25.9
完納者	100.0	74.4	25.6	100.0	74.1	25.9
一部納付者	100.0	77.6	22.4	100.0	74.2	25.8
1号期間滞納者	100.0	74.4	25.6	100.0	69.3	30.7
申請全額免除者	100.0	85.3	14.7	100.0	17.9	82.1
学生納付特例者	100.0	19.2	80.8	100.0	62.6	37.4
若年者納付猶予者	100.0	40.7	59.3	100.0	75.9	24.1

注1 平成22年度の国民健康保険（市町村）の賦課状況である。

注2 賦課状況が「その他」の者を除く。

注3 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）の納付状況

国保の保険料（税）を賦課されている者について、国保の保険料（税）納付状況を見ると、「全月納付」が80.8%、「一部納付」が10.1%、「全月未納」が9.0%となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、国民年金の納付者では国保の「全月納付」が94.4%、国民年金の1号期間滞納者では国保の「全月納付」が56.4%となっており、国民年金保険料を滞納している者であっても、その6割近くは国保の保険料を全月納めている（表31）。

表31 国民年金の保険料納付状況別国保保険料（税）の納付状況

（単位：％）

	総 数	全 月 納 付	一 部 納 付	全 月 未 納	不 詳
国保の保険料（税）を 賦課されている者総数	100.0	80.8	10.1	9.0	0.2
納付者	100.0	94.4	3.8	1.7	0.1
完納者	100.0	97.0	1.9	1.0	0.1
一部納付者	100.0	84.6	10.8	4.4	0.1
1号期間滞納者	100.0	56.4	19.8	23.6	0.2
申請全額免除者	100.0	77.8	13.8	8.3	0.1
学生納付特例者	100.0	87.4	9.3	2.9	0.3
若年者納付猶予者	100.0	81.1	12.1	6.5	0.3

注1 平成22年度の国民健康保険（市町村）の保険料（税）を賦課されている者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第9章 生命保険・個人年金

1. 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況をみると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は59.4%となっている。国民年金の保険料納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、ほぼ5割の者が生命保険や個人年金に加入している（表32）。

表32 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲) 生命保険 に加入	(再掲) 個人年金 に加入	(再掲) 両方加入	非加入	不詳
総数	100.0	59.4	57.5	13.5	11.6	39.0	1.6
納付者	100.0	72.7	70.3	19.7	17.4	26.1	1.2
完納者	100.0	74.0	71.5	21.6	19.0	24.8	1.2
一部納付者	100.0	67.5	65.8	12.5	10.9	31.2	1.3
1号期間滞納者	100.0	49.6	48.1	8.6	7.0	48.3	2.0
申請全額免除者	100.0	51.7	49.8	9.4	7.5	46.8	1.5
学生納付特例者	100.0	35.0	34.0	3.6	2.6	62.5	2.5
若年者納付猶予者	100.0	32.9	31.9	3.8	2.7	65.0	2.1

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況をみると、おおむね年齢階級が上がるにつれ加入割合が高くなっている。

また、1号期間滞納者についてみると、総数に比べすべての年齢階級において加入割合は低くなっているものの、30歳以上の各年齢階級では5割以上が生命保険や個人年金に加入している（表33）。

表33 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲) 生命保険 に加入	(再掲) 個人年金 に加入	(再掲) 両方加入	非加入	不詳
総数	100.0	59.4	57.5	13.5	11.6	39.0	1.6
20～24歳	100.0	36.5	35.6	3.2	2.2	61.3	2.2
25～29歳	100.0	45.0	43.3	6.0	4.3	53.8	1.2
30～34歳	100.0	57.7	56.0	10.5	8.8	40.7	1.6
35～39歳	100.0	64.6	63.6	15.6	14.6	34.0	1.4
40～44歳	100.0	69.4	66.5	18.4	15.5	29.4	1.2
45～49歳	100.0	73.1	70.9	19.1	16.8	25.0	1.8
50～54歳	100.0	72.6	69.2	24.3	20.9	25.3	2.1
55～59歳	100.0	74.6	72.2	19.9	17.5	24.2	1.1
(再掲)							
1号期間滞納者総数	100.0	49.6	48.1	8.6	7.0	48.3	2.0
20～24歳	100.0	33.9	32.3	3.3	1.8	64.0	2.2
25～29歳	100.0	38.3	36.9	4.4	3.0	60.0	1.7
30～34歳	100.0	50.6	48.9	9.7	8.0	47.6	1.8
35～39歳	100.0	53.1	51.8	9.4	8.2	45.4	1.5
40～44歳	100.0	59.9	59.0	12.1	11.2	38.0	2.1
45～49歳	100.0	58.5	56.0	13.5	11.0	39.2	2.3
50～54歳	100.0	58.1	56.6	10.6	9.1	39.2	2.7
55～59歳	100.0	59.2	57.4	10.4	8.7	38.4	2.4

注1 「(再掲)」については、1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

3. 生命保険・個人年金の保険料月額の平均

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の保険料月額の平均をみると、生命保険の保険料は月額1万5千円、個人年金の保険料は月額1万6千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較して1号期間滞納者の保険料月額の平均はやや低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は、平均で1万4千円の個人年金の保険料を支払っている（表34）。

なお、平成23年度の国民年金の保険料は、月額15,020円である。

表34 本人及び世帯全体の生命保険・個人年金の保険料月額の平均

	本人の保険料月額の平均		世帯全体の保険料月額の平均	
	生 命 保 険	個 人 年 金	生 命 保 険	個 人 年 金
総数	1.5	1.6	2.7	2.1
納付者	1.7	1.8	3.0	2.3
完納者	1.8	1.8	3.1	2.4
一部納付者	1.4	1.5	2.6	1.9
1号期間滞納者	1.2	1.4	2.2	1.8
申請全額免除者	1.1	1.2	1.7	1.4
学生納付特例者	0.7	1.1	3.1	2.2
若年者納付猶予者	0.7	1.5	2.5	2.0

注1 本人の保険料月額の平均は、生命保険又は個人年金の加入者についての平均である。

注2 世帯全体の保険料月額の平均は、生命保険又は個人年金の加入者がいる世帯についての平均である。

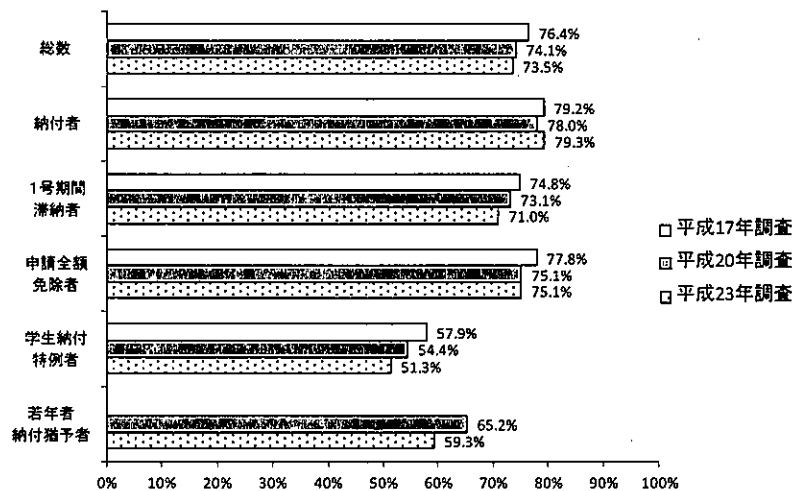
注3 本人の保険料月額の平均及び世帯全体の保険料月額の平均は、それぞれ本人の保険料月額及び世帯全体の保険料月額不詳の者を除く。

第10章 国民年金制度の周知度

1. 年金受給要件の周知度

調査時点においては、老齢年金を受給するためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と保険料を全額免除されていた期間の合計が原則として25年以上必要とされている。このことに関する周知度は、73.5%と前回調査より低くなっている。保険料納付状況別にみても、納付者以外では前回調査より低くなっている（図24）。

図24 年金受給要件の周知度

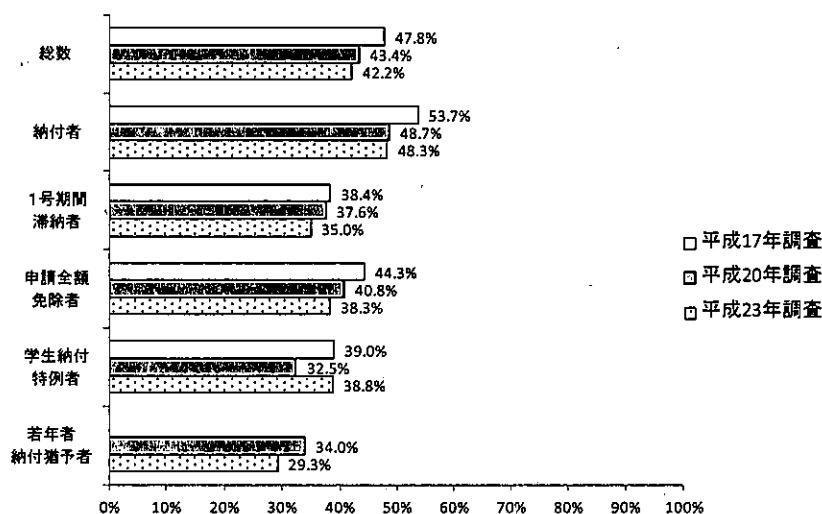


注 全調査年について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 国民年金の実質的価値の維持についての周知度

国民年金では、民間保険会社の個人年金とは異なり、物価水準や国民生活の変動に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値がなるべく変わらないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は、42.2%と前回調査より低くなっている。保険料納付状況別にみても、学生納付特例者以外では前回調査より低くなっている（図25）。

図25 国民年金の物価水準維持についての周知度

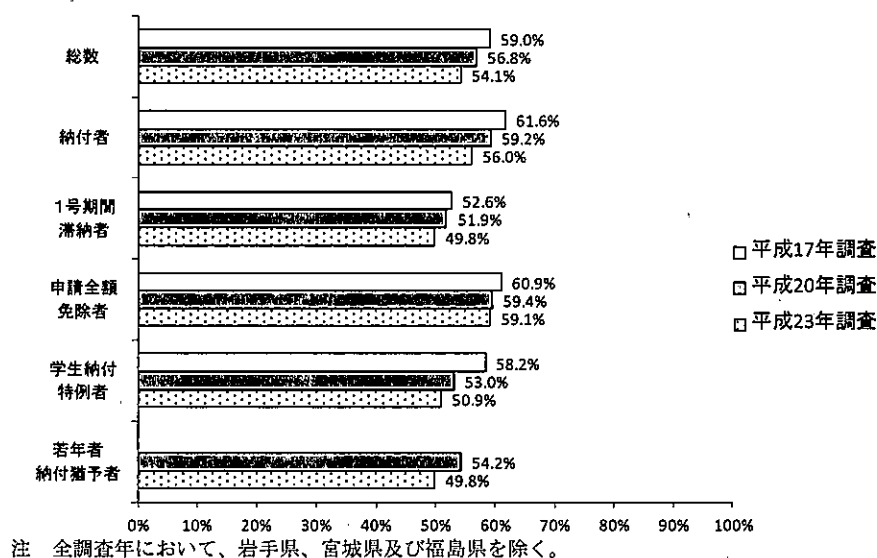


注 全調査年について、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は54.1%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず低くなっている（図26）。

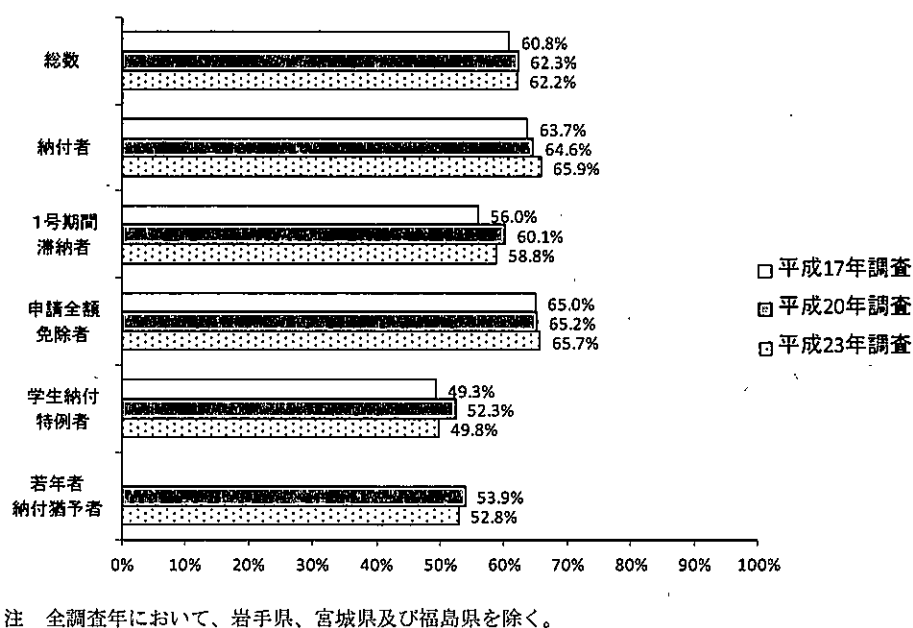
図26 障害年金の周知度



4. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、被保険者本人又は被保険者であった者の死亡時に遺族が年金を受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は62.2%となっている。保険料納付状況別に前回調査と比較すると、納付者及び申請全額免除者以外では低くなっている（図27）。

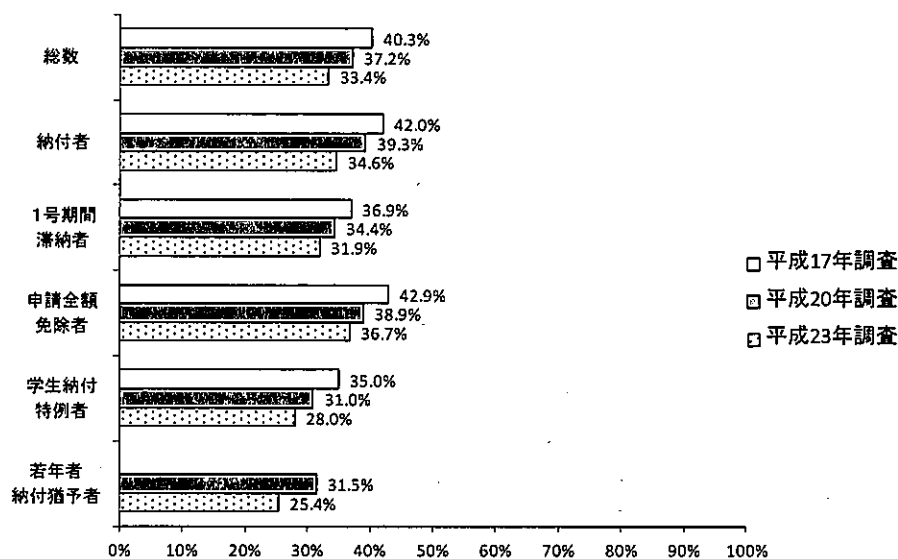
図27 遺族年金の周知度



5. 国民年金における国庫負担の周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、1/2以上が国庫負担でまかなわれている。このことに関する周知度は33.4%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず低くなっている（図28）。

図28 国民年金における国庫負担の周知度

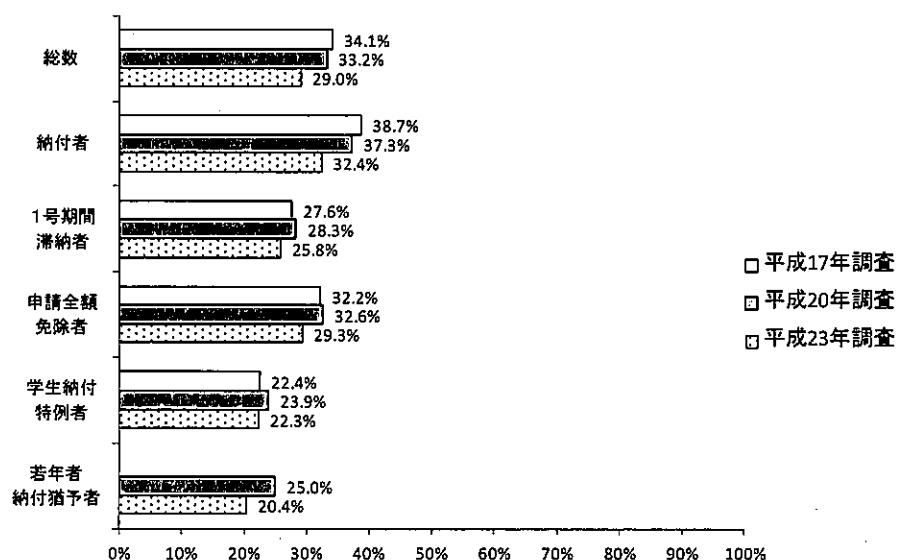


注 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

6. 任意加入の周知度

国民年金には、60歳までに公的年金加入期間が短く、老齢年金の受給要件を満たしていない場合等は、60～69歳の間に任意で加入することができる任意加入制度がある。このことに関する周知度は29.0%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず低くなっている（図29）。

図29 任意加入の周知度

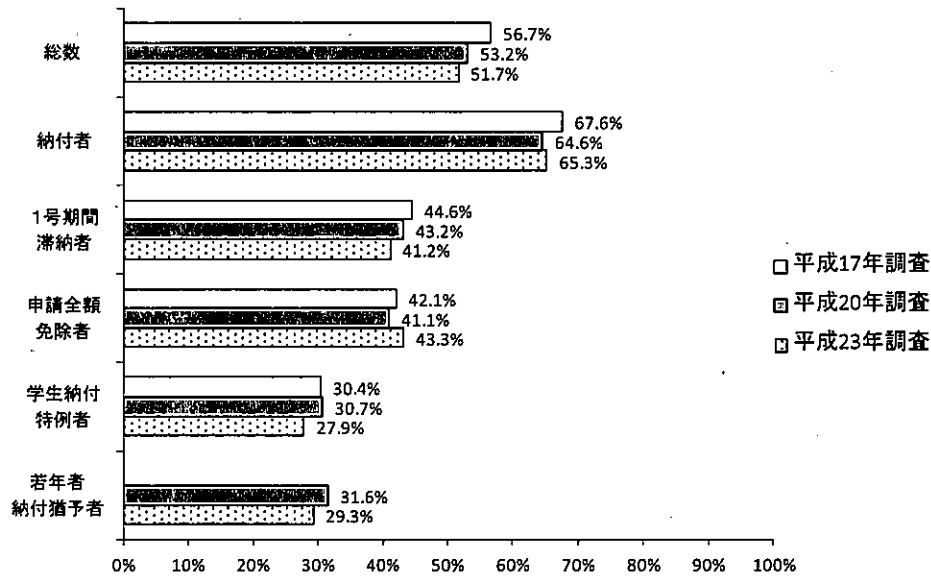


注 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

7. 税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は51.7%となっている。保険料納付状況別にみると、納付者では65.3%と高いが、納付者以外では5割を下回っている（図30）。

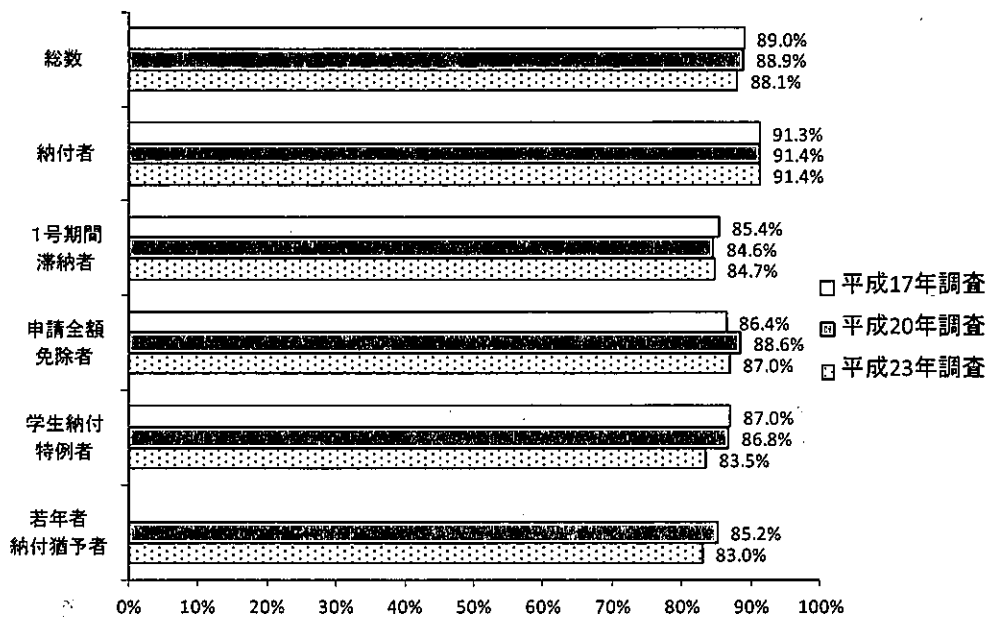
図30 税における国民年金保険料に係る控除の周知度



8. 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度

国民年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる。このことに関する周知度は88.1%となっており、前回調査とほぼ同程度となっている（図31）。

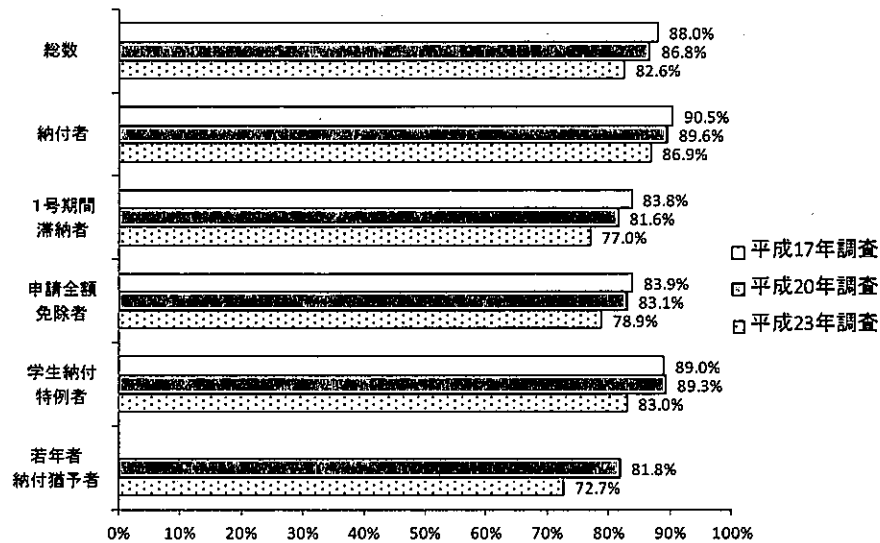
図31 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



9. 世代間扶養の仕組みの周知度

国民年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者を支える、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は82.6%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず低くなっている（図32）。

図32 世代間扶養の仕組みの周知度

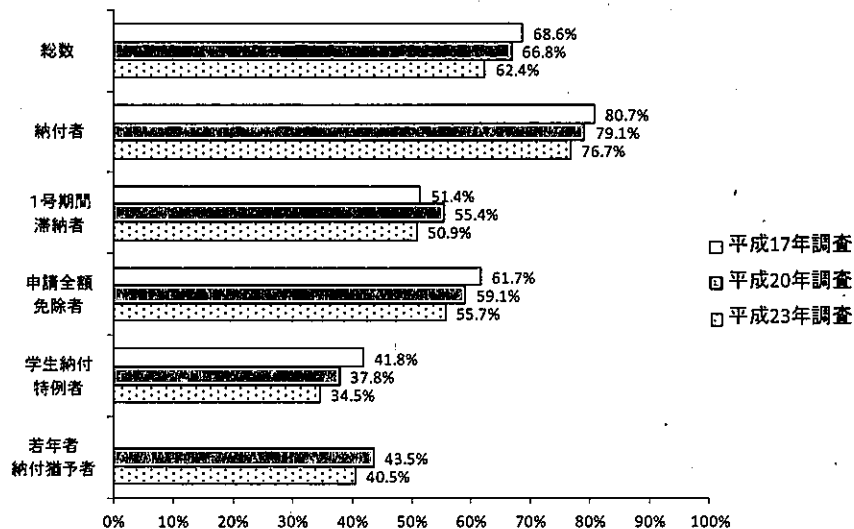


注 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

10. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される（平成23年度では1年分一括払いで3,200円の割引）前納制度がある。このことに関する周知度は62.4%である。納付者では76.7%と高くなっているが、学生納付特例者や若年者納付猶予者では低い（図33）。

図33 前納制度の周知度

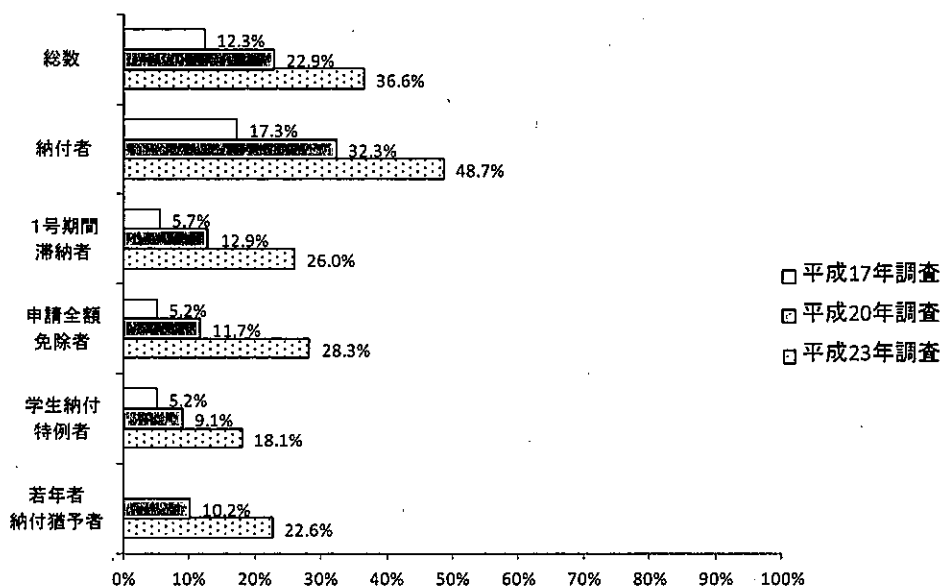


注 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

11. 早割制度の周知度

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする(月々の保険料は翌月末が納付期限)ことにより、割引となる早割制度がある。このことに関する周知度は 36.6%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず高くなっている(図 34)。

図 34 早割制度の周知度

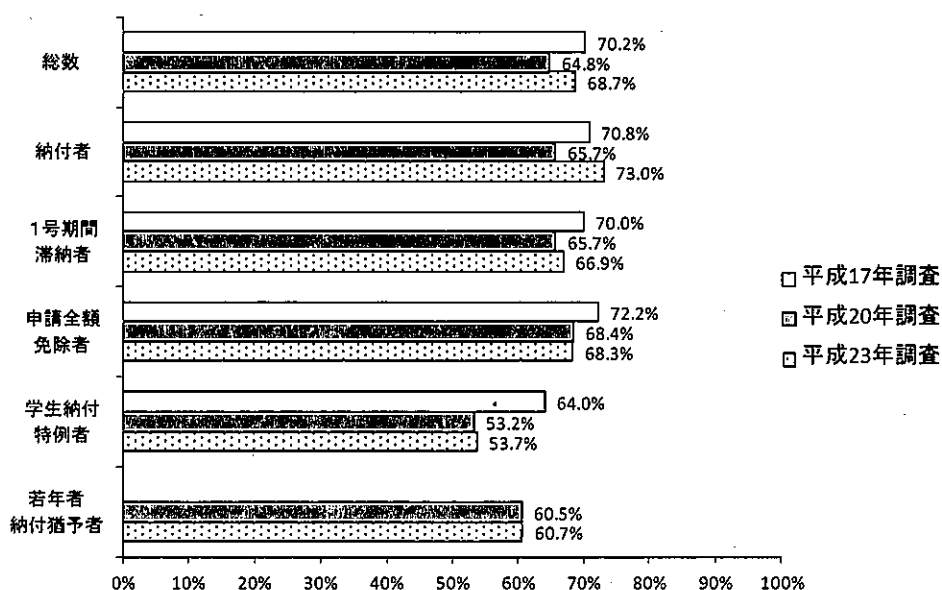


注 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

12. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分まで遡って納めることができる。このことに関する周知度は 68.7%となっており、前回調査と比較してやや高くなっている(図 35)。

図 35 過年度納付の周知度



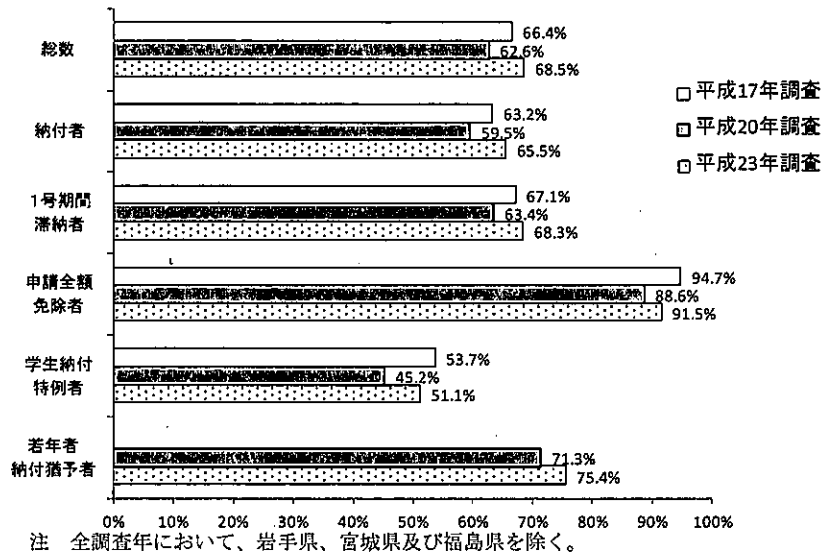
注 全調査年において、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

第11章 免除・猶予制度の周知度

1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は68.5%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず高くなっている（図36）。

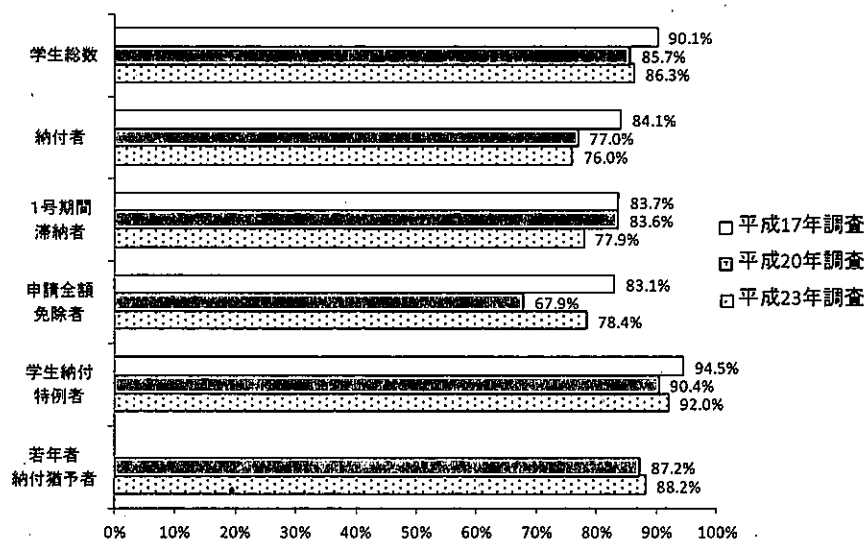
図36 保険料全額・一部免除の周知度



2. 学生納付特例制度の周知度

学生は、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する学生の周知度は、学生総数で86.3%となっており、前回調査と比較すると、納付者及び1号期間滞納者以外では高くなっている（図37）。

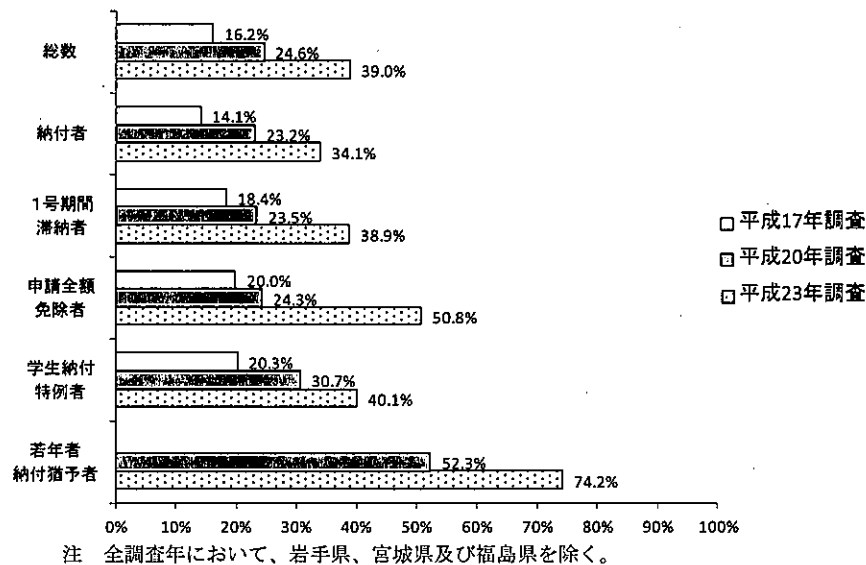
図37 学生納付特例制度の周知度



3. 若年者納付猶予制度の周知度

学生以外であっても、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な20歳代の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度がある。このことに関する周知度は39.0%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず高くなっている（図38）。

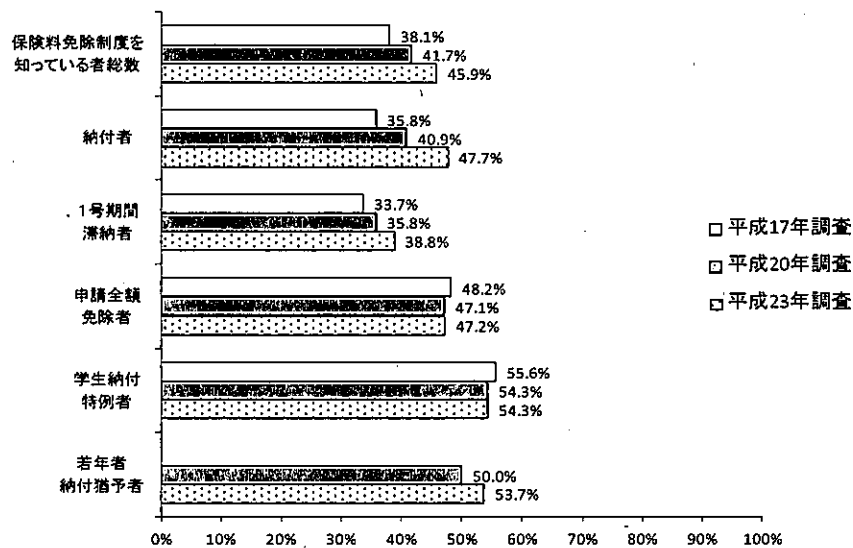
図38 若年者納付猶予制度の周知度



4. 免除された保険料の追納制度の周知度

保険料を免除された期間や、納付が猶予された期間のうち、過去10年分については、さかのぼって保険料を納付できる追納制度がある。保険料免除制度を知っていると回答した者の追納制度に対する周知度は45.9%となっており、前回調査と比較すると、保険料納付状況によらず高くなっている（図39）。

図39 追納制度の周知度



参考 岩手県、宮城県及び福島県を除いた集計

平成 23 年調査は、東日本大震災を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県については、「郵送調査」及び「所得等調査」を実施しておらず、これらの調査票情報を集計した、第 2 章以降（9 ページから 44 ページ）の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

第 1 章（4 ページから 8 ページ）の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を含む全国について集計したものであるが、第 1 章の図表について、これら 3 県を除いた 44 都道府県の数値は次のとおりである。

参考表 1 男女別保険料納付状況（3 県除く）

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1 号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	16,592	8,056	6,399	1,657	4,354	2,170	1,651	362
男子	8,491	3,912	3,068	844	2,553	903	940	183
女子	8,100	4,144	3,331	813	1,801	1,267	710	178
総数	100.0	48.6	38.6	10.0	26.2	13.1	9.9	2.2
男子	100.0	46.1	36.1	9.9	30.1	10.6	11.1	2.2
女子	100.0	51.2	41.1	10.0	22.2	15.6	8.8	2.2

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

参考表 2 届出適用者・職権適用者別保険料納付状況（3 県除く）

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1 号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	16,592	8,056	6,399	1,657	4,354	2,170	1,651	362
届出適用者	12,584	6,997	5,671	1,325	2,705	1,747	978	157
職権適用者	4,008	1,059	728	332	1,649	423	672	204
総数	100.0	48.6	38.6	10.0	26.2	13.1	9.9	2.2
届出適用者	100.0	55.6	45.1	10.5	21.5	13.9	7.8	1.3
職権適用者	100.0	26.4	18.2	8.3	41.1	10.5	16.8	5.1

注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

参考表 3 年齢階級別保険料納付状況（3 県除く）

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1 号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	16,592	8,056	6,399	1,657	4,354	2,170	1,651	362
20～24歳	3,578	902	700	202	769	156	1,557	194
25～29歳	1,820	748	533	214	626	205	74	167
30～34歳	1,714	851	632	219	606	245	12	0
35～39歳	1,916	1,021	793	228	580	311	5	0
40～44歳	1,782	953	753	200	520	307	2	0
45～49歳	1,575	889	715	173	415	270	1	0
50～54歳	1,658	1,010	831	179	376	271	0	0
55～59歳	2,550	1,684	1,443	241	461	404	0	0
総数	100.0	48.6	38.6	10.0	26.2	13.1	9.9	2.2
20～24歳	100.0	25.2	19.6	5.6	21.5	4.4	43.5	5.4
25～29歳	100.0	41.1	29.3	11.8	34.4	11.3	4.1	9.2
30～34歳	100.0	49.6	36.9	12.8	35.4	14.3	0.7	0.0
35～39歳	100.0	53.3	41.4	11.9	30.3	16.2	0.2	0.0
40～44歳	100.0	53.5	42.2	11.2	29.2	17.2	0.1	0.0
45～49歳	100.0	56.4	45.4	11.0	26.4	17.2	0.0	0.0
50～54歳	100.0	60.9	50.1	10.8	22.7	16.3	0.0	0.0
55～59歳	100.0	66.0	56.6	9.5	18.1	15.9	0.0	0.0

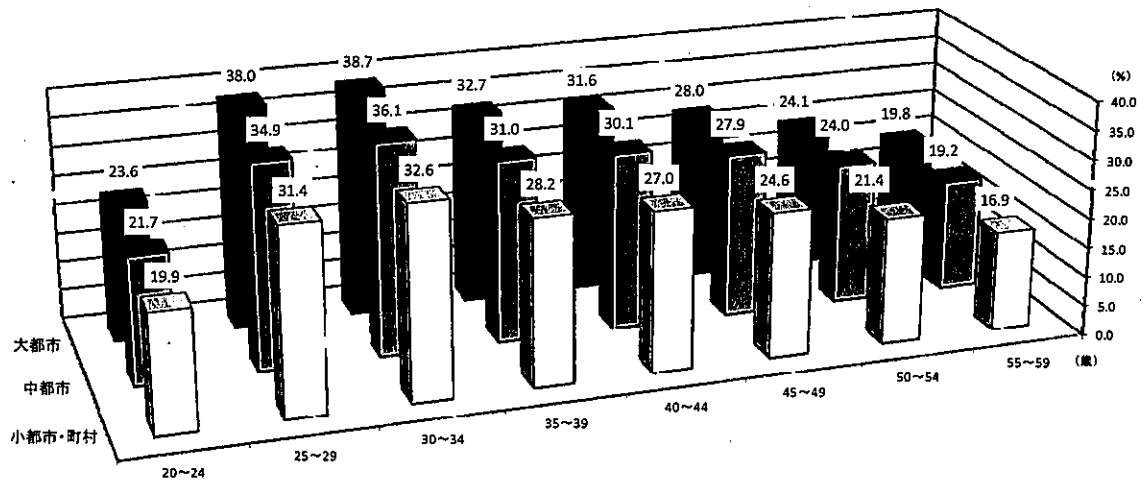
注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

参考表 4 都市規模別保険料納付状況（3 県除く）

	総 数	納付者	完納者	一 部 納付者	1 号期間 滞 納 者	申請全額 免 除 者	学生納付 特 例 者	若 年 者 納付猶予者
総数	16,592	8,056	6,399	1,657	4,354	2,170	1,651	362
大都市	4,847	2,255	1,750	505	1,407	587	500	98
中都市	3,967	1,858	1,471	387	1,074	514	428	93
小都市・町村	7,777	3,943	3,178	764	1,873	1,069	722	171
総数	100.0	48.6	38.6	10.0	26.2	13.1	9.9	2.2
大都市	100.0	46.5	36.1	10.4	29.0	12.1	10.3	2.0
中都市	100.0	46.8	37.1	9.8	27.1	13.0	10.8	2.3
小都市・町村	100.0	50.7	40.9	9.8	24.1	13.7	9.3	2.2

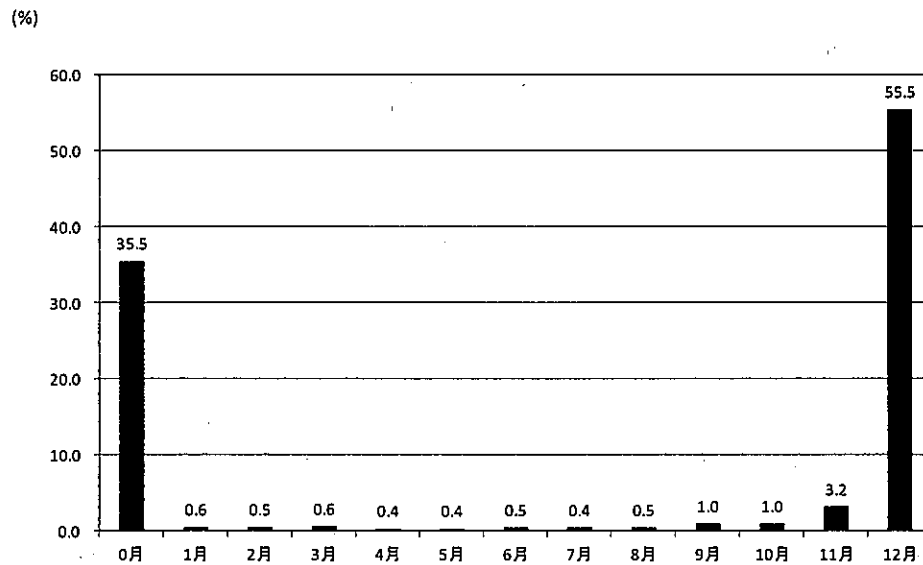
注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

参考図 1 年齢階級、都市規模別 1 号期間滞納者の割合（3 県除く）



注 岩手県、宮城県及び福島県を除く。

参考図 2 納付月数別被保険者割合（3 県除く）



注 1 平成 22 年度保険料の納付対象月数が 12 月の者を対象として集計している。

注 2 岩手県、宮城県及び福島県を除く。